

十一條
○
裁判改正
願ハ之ヲ
何如ナル
裁判所ニ
呈出ス可
キヤ

タル裁判所ニ差出ス可シ若シ雙方中ノ一方該裁判所ニ於テ訴訟ヲ爲
スノ時間他ノ裁判所ノ裁判言渡書ヲ他ノ一方ニ對シテ送達シタルニ
因リ他ノ一方ヨリ裁判改正願ヲ以テ其言渡ヲ取消サント願フトキハ
右裁判言渡ノ取消願書ハ主訴ニ著手セシ裁判所ノ管轄ニ係ラサルナ
リ故ニ此場合ニ於テモ、裁判改正願ハ今取消ヲ受ケタル裁判言渡ヲ爲
シタル裁判官ニ差出ス可シ但シ既ニ本訴ノ吟味ニ著手セシ裁判所ハ
時宜ニ因リ該訴訟ノ吟味及ヒ判決ヲシテ裁判改正願ノ審理ヲ了ハル
迄停止セシムルヲ得可シ右ノ如ク時宜ニ因リトアルヲ觀レハ該裁
判所ニ於テ一方ノ者ヨリ裁判改正願ヲ出シタルハ本訴ノ裁判言渡ヲ
遅延セシメントスル奸策ナリト認定スルカ若クハ今相手方ヨリ取消
ヲ訴フル裁判言渡ハ毫モ本訴ヲ判決スルニ關係ヲ有スルヲナシト認
知セハ裁判改正願ノ吟味ニ取掛ルヲ得可シ

然レトモ
取消ノ訴
ヲ受ケタ
ル裁判言
渡ヲ爲シ
タル裁判
所カ存立
スルヲキ
ニ於テハ
何如

第四百八
十三條乃
至第四百
八十九條
ハ第八千
八

〔第八百四十七號〕 裁判改正願ハ今取消ノ訴ヲ受ケタル裁判言渡ヲ
爲シタル裁判所ニ差出ス可キヲハ吾輩ノ前號ニ於テ論述スル所ナリ
キ然レモ此規則ニハ改正ヲ加フルヲ要ス何トナレハ該裁判所ノ存立
スルヲキニ於テハ右ノ改正願ヲ他ノ裁判所ニ差出スヲ要スレハナ
リ是ニ由リ裁判官兼判斷人ハ其職務ヲ行フノ定限アルカ故ニ管轄ノ
訴件ニ就キ裁判ヲ言渡シタルニ於テハ是ニ至テ其職務ノ執行ヲ止ム
是ヲ以テ其判決ヲ取消サントスル裁判改正願ハ關係本人ヨリ該裁判
官ニ呈出スルヲ得ス但シ雙方ニ於テ其旨ノ同意タル時ハ此限ニ在
ラス法文ニ曰ク〔裁判改正願ハ之ヲ控訴ヲ審判スル爲メノ管轄裁判
所ニ出ス可シ〕ト〔第八千二
十六條〕
〔第八百四十八號〕 吾輩他ノ場合ヲ示スヲ得可シ茲ニ一ノ裁判所
ニ於テ裁判言渡ヲ爲シタルノ後該裁判所ノ廢止セラレ、トアラニ

百六十二年五月三日
 第三條
 以テ更改
 セラレタ
 リ○訴訟
 法第四百
 八十七條
 乃至第四
 百八十九
 條
 裁判改正
 願ハ之ヲ
 呈出ス可
 キ權利ヲ
 失フノ罰
 款ヲ以テ
 何如ナル
 期限內ニ
 之ヲ呈出
 ス可キヤ
 法律ハ概
 テ控訴ノ
 期限ト同
 一ノ期限
 ニ定メサ
 ルヤ

此場合ニ於テハ何レノ裁判所ニ向テ裁判改正願ヲ呈出ス可キヤ曰ク
 敗訴人ヨリ大審院ニ訴フ可シ而シテ該院ニ於テハ右ノ改正願ヲ差出
 ス可キ裁判所ヲ指定ス可シ

〔七〕 裁判改正願ヲ呈出スルニ就テノ定期

〔第八百四十九號〕 凡テ裁判改正願ヲ呈出スルニ就テノ定期ハ概テ
 控訴ノ期限ト同一ナリ是ニ由リ敗訴人ハ取消願書ヲ差出ス爲メニハ
 二ヶ月ノ猶豫期限アリトス

原告人公務ノ任ヲ受ケタルニ因リ佛蘭西本國又ハアルゼリーノ地ニ
 在ラサルトキハ裁判言渡書ノ送達ヲ得タル日ヨリ二ヶ月ノ通常期限
 ノ外更ニ八ヶ月ノ期限ヲ得

航海ノ爲メ同上ノ地ニ在ラサル海員ニ就テモ亦右ニ同シ
 佛蘭西本國外ニ居住スル者ハ其裁判言渡書ノ送達ヲ得タル日ヨリ二

ヶ月ノ期限ノ外第七十三條ニ記シタル呼出ノ期限ヲ得〔第百五十三以下參看〕

敗訴ノ言渡ヲ受ケタル者其取消ヲ願フ可キ期限內ニ死去シタルトキ
 ハ其相續人其取消ヲ願フ可キ期限ハ控訴ニ關シテ定メタル期限及ヒ
 之ト同一ノ方法ニ從テ爲ス可シ〔第七百五十五參看〕

丁年者ニ就テハ其本人又ハ其住所ニ取消ノ訴ヲ受ク可キ裁判言渡書
 ナ送達シタル日ヨリ期限ヲ起算ス可シ

然レモ證書ノ偽造ナルヲ又ハ新ニ證書ヲ發見シ又ハ相手方ノ詐偽ニ
 因リ一方ノ者裁判改正願ヲ出ストキハ相手方ニ於テ書類ノ偽造又ハ
 詐偽ヲ自認シタル日又ハ新ニ證書類ヲ發見シタル日ヨリ期限ヲ起算
 ス可シ但シ書類ヲ發見シタル場合ニ於テハ之ヲ取戻シタル日ヲ證明
 ス可キ書面アルヲ必要トス〔第五百五十二及五百五十三參看〕數多ノ裁判言渡ノ間ニ
 抵觸アルニ就キ裁判改正願書ヲ差出シタルトキハ後ノ言渡書ノ送達

ヲ得タル日ヨリ期限ヲ起算ス可シ

關、席裁判言渡ニ就テハ故障申述ノ期限終リタル以上ニ非サレハ裁判改正願ヲ以テ其言渡ノ取消ヲ訴フルヲ得サルカ如キハ既ニ第八百二十五號ニ於テ論述セシ所ナリ又本案ニ關セサル豫審ノ裁判言渡ニ就テハ確定ノ裁判言渡アリタル後ニ非サレハ裁判改正願ヲ以テ右言渡ノ取消ヲ訴フルヲ得サルハ第八百二十六號ニ於テ演述シタル所ナリキ〔第八百五十號〕 讀者ハ上文ニ論述シタル各般ノ事項ニ就キ既ニ裁判改正願ト控訴ト其手續ヲ同フスルヲ見シナラン然レモ是ヨリ其二箇ノ差異ヲ明解ス可シ

第一 幼者ニ對シテ初審ノ裁判言渡ヲ爲シタルトキニ方リ控訴ノ期限ハ其後見人及ヒ後見人ノ監察人ニ右言渡書ヲ送達シタル日ヨリ之ヲ起算ス可シ〔第七百四十九參看〕之ニ反シテ裁判改正願ノ期限ハ幼者ノ其丁年

ニ至リシ後其本人又ハ其住所ニ裁判言渡書ヲ送達シタル日ヨリ起算ス可シ

第二 豫メ執行セサル裁判言渡ニ對スル控訴ハ此言渡アリタルヨリ八日內ニ之ヲ始ムルヲ得ス〔第七百三十七〕然レモ裁判改正願ノ如キハ全ク其趣ヲ異ニセリ何トナレハ凡テ終審ノ裁判言渡ハ豫メ之ヲ執行ス可キヲ以テナリ即チ一方ノ者ヨリ裁判改正願ヲ出シ其取消ヲ求ムルト雖モ右ノ言渡ハ之ヲ執行スルヲ得〔第四百九十七條〕

〔八〕 裁判改正願ヲ以テ裁判言渡ノ取消ヲ求ムルノ前遵守ス可キ法式

〔第八百五十一號〕 裁判改正願ヲ以テ裁判言渡ノ取消ヲ願フ者ハ豫メ左ノ規則ニ從フ可シ

第一 右ノ者ハ取消ヲ求メント欲スル裁判言渡ヲ爲セシ控訴院管轄

第四百九
十條及
九百
九十五
條
○裁判
改正
願
ヲ以
テ
正
裁
判
言
渡
ノ
取
消
ヲ
求
メ
ト
欲
ス
ル
裁
判
言
渡
ヲ
爲
セ
シ
控
訴
院
管
轄

ト願ハ
者ハ豫
何如ニ
ス可キ
ヤ

内ノ初審裁判所ノ一箇ニ於テ少クトモ十年以來職務ヲ行ヒタル代言
師三員ヘノ相談書ヲ得ルコト

〔第四百九十五條ニ曰ク其相談書ニハ右代言師三員ノ裁判改正願ヲ
出ス可キノ意見タル旨ノ申述ヲ記シ且裁判改正願ノ原由ヲ表示ス可
シ然ラサレハ其願書ヲ受理ス可カラス〕

第二 右ノ者ハ罰金及ヒ相手方ヘノ損害賠償ノ豫備トシテ若干金額
ヲ官署ニ附托スルコト而シテ雙方對審ノ上ニ於テ控訴院ヨリ受ケタ
ル判決ヲ上告セントスル場合ニ於テハ右罰金ハ三百「フランク」及ヒ
相手方ヘノ損害賠償ハ百五十「フランク」ヲ官署ニ附托ス可キモノト
ス若シ一方ノ者關席シテ控訴院ヨリ判決ヲ受ケタルトキハ前記金高
ノ半ヲ官署ニ附托シ又初審裁判所ノ裁判言渡ニ就キテハ前記金高ノ
四分一ヲ附托ス可キモノトス

此方法
ル何如
ル目的
以テ之
設ケタル
ヤ一切
一法人
訟人ハ
方ノ二
箇共ニ
ヲ行フ
キヤ可

第四百九
第十二條
第十四條
第十三條
第十四條
第十五條
○裁判改
正願ヲ呈
出ス可キ
方法ハ何
如ニ關シ

右二箇ノ方法ハ出訴人ノ輕舉ト其猥ニ上訴スルトノ弊害ヲ豫防セン
カ爲メニ設ケタル者ナリ

茲ニ注意ス可キ事アリ何如ナル訴訟人ト雖モ雙方共ニ代言師ヨリ相
談書ヲ得ルヲ要ス而シテ國ノ如キハ豫メ罰金及ヒ損害賠償ヲ官署ニ
附托スルヲ要セス是レ國ハ之ヲ擔任スルニ堪ヘタリト看做スヘケレ
ハナリ

〔九〕 裁判改正願ヲ呈出ス可キ方法

〔第八百五十二號〕 吾輩既ニ裁判所管轄ニ關スル事件ニ就キ主件ノ
裁判改正願ト附帶ノ裁判改正願トハ法律上之ヲ區分スルヲナキヲ知
レリ故ニ右裁判改正願ハ主件ノ訴訟ニ係ルト附帶ノ訴訟ニ係ルトヲ
問ハス取消ノ訴ヲ受ケタル裁判言渡ヲ爲セシ裁判所ニ呈出ス可シ〔第
百四十六參看〕而シテ右兩様ノ裁判改正願ニハ其手續ヲ行フニ就テ稍々其間

テ主件ノ
裁判改正
願ト附帶
ノ裁判改
正願トサ
區別スル
ヲ要セザ
ルヤ
主件ノ裁
判改正願
ト呈出セ
ル者ハ呼
出狀ヲ送
達スル前
相手方ヲ
呼出ス可
キノ允許
ヲ得ンカ
爲メ裁判
所所長ニ
願書ヲ呈
出ス可キ
ヤ

ニ差異アリトス故ニ主件ノ裁判改正願ト附帶ノ裁判改正願トヲ別々ニ論究セントス

第一 主件ノ裁判改正願

〔訴訟法第四百八十三條ニ曰ク裁判改正願ハ呼出狀ト共ニ之ヲ相手方ニ送達ス可シ、ト本條ノ文面ニ據レハ裁判改正願ヲ出サントスル者ハ呼出狀ヲ送達スルノ前相手方ヲ呼出ス可キノ允許ヲ得ンカ爲メ該裁判所所長ニ改正願ヲ呈出ス可シト論結セサルヲ得ス〔第二十五ノ書 從前ハ關係本人裁判所ニ訴フルノ前其言渡取消ノ願ヲ許ス可キ免狀ヲ得ンヲ要セシカ故上文ノ如ク豫メ呼出ノ允許ヲ得ルハ即チ此舊慣ヲ因襲スル者ナリ〔第八百二十二參看〕而シテ裁判費用ノ法律第七十八條ハ訴訟法第四百八十三條ノ本義ヲ釋クニ足レリ何トナレハ關係本人該裁判所所長ニ裁判改正願ヲ呈出スルニ就テハ別ニ其代書師

ヘ七「フランク」五十「サンチーム」ノ謝金ヲ與フレハナリ
上文ノ說ニ據レハ裁判改正願ト呼出狀トノ如キ二箇ノ相異ナル書面ヲ共ニ送達スルヲ要スルナリ

反對論者ノ說ニ據レハ曰ク上文ノ如キ豫メ裁判改正願ヲ呈出スルハ目的モナキ無用ノ法式ヲ履行スルニ過キスト其故ハ該裁判所所長ニ於テ右ノ改正願ヲ領收スルトキハ相手方ヲ呼出スノ允許ヲ與ヘサルヲ得サルヲ以テナリ又曰ク千七百九十年九月七日ノ法律ニ據レハ昔國王ヨリ豫メ特許ヲ得可キ一切ノ訴訟ト雖モ爾來訴件ニ關シ關係本人ヨリ直チニ裁判言渡ノ取消ヲ求ムルヲ得可シト又千七百九十一年二月十八日ノ法律ノ明文ニ曰ク裁判改正願ヲ始ムルニハ控訴ヲ始ムルト同一ノ法式ヲ以テス可シト
何人ト雖モ右反對論者ノ說ニ從テ訴訟手續ヲ行フモ決シテ損失ヲ受

クルフナシ何トナレハ豫メ裁判改正願ヲ呈出スルヲ要スト雖モ法律上其式ヲ踐マサル改正願ヲ取消トナスノ明文ナキヲ以テナリ

〔第八百五十二號〕 裁判改正願ト共ニ呈出ス可キ呼出狀ニハ初二前記ノ相談書ト法律上罰金及ヒ損害賠償トシテ定メタル金額ノ附托ヲ收受役ニ於テ證明ス可キ請取證書トヲ記入ス可シ（第八百五十一及ヒ第百二十六ノ書式參看）

〔第八百五十四條〕 上文ノ呼出狀ハ何處ニ送達シ且何人ニ送達ス可キヤ曰ク法律ハ左ノ如ク之ヲ區分ス

若シ取消ノ訴ヲ受ケタル裁判言渡ハ日附ヨリ六ヶ月以上經過シタルトキハ普通法ニ據リ其言渡ヲ得タル者若クハ其住所ニ呼出狀ヲ送達ス可シ若シ之ニ反シテ六ヶ月以内ナルニ於テハ呼出ヲ受ケタル相手方ノ代書師ハ住所ニ呼出狀ヲ送達ス可シ而シテ此場合ニ於テハ代書

主件ノ裁判改正願ヲ呈出セ
ノトメニ
者呼出狀
ノ初メニ
明記ス可
キ事件ハ
何如
第九百九
十二條及
九十六條
〇此呼出
狀ハ何處
ニ送達ス
且何人ニ
送達ス可
キヤ

師ハ裁判改正願ニ就キ答辯センカ爲メ法律ニ據リ選任セラル可シ法律上ノ考案スル所ニ據レハ裁判言渡ヨリ六ヶ月ヲ過キサル以上ハ右言渡ヲ得タル代書師ニ於テ猶ホ證書類ヲ預リ置ク可キカ故ニ未タ代理タルノ任ヲ解カスト推測スルヲ固ヨリ當然ナリト

是ニ由リ上文ヲ畧説スレハ裁判改正願ハ吾輩ノ前陳シタル區別ニ依リ裁判言渡ヲ得タル者又ハ其住所若クハ其代書師ノ住所ニ送達シタル呼出狀ヲ以テ之ヲ呈出スルモノナリ

〔第八百五十五號〕 第二 附帶ノ裁判改正願
右ノ改正願ニ就テハ法律ハ左ノ如ク之ヲ區別ス
取消ノ訴ヲ受ケタル裁判言渡ヲ爲セシ裁判所ニ於テ主件訴訟ヲ裁判スル時間附帶トシテ裁判改正願ヲ爲ストキハ一方ノ者ハ代書師ヨリ相手方ノ代書師ヘノ書面ヲ以テ之ヲ爲ス可シ（第百二十七ノ書式參看）

第四百九
十三條及
九十八條
〇附帶ノ
裁判改正
願ヲ爲ス
可キ手續
ハ何如
右ノ改正
願ニ就キ
法律上ノ

取消ノ訴ヲ受ケタル裁判言渡ヲ爲セシ裁判所ヨリ他ノ裁判所ニ於テ
裁判スル主件訴訟ノ附帶トシテ裁判改正願ヲ爲ストキハ主件ニ係ル
裁判改正願ノ如ク其言渡ヲ爲セシ裁判官ノ面前ニ出席ス可キ呼出狀
ヲ以テ之ヲ爲ス可シ

裁判改正願ハ勸解ノ式ヲ履行ス可キ
右改正願ハ之ヲ檢察官ニ報告ス可キ

何レノ場合ニ於テモ裁判改正願ハ取消ノ訴ヲ受ケタル裁判言渡アリ
シ訴訟手續ヲ繼續スルカ或ハ之ヲ補足スルニ過キサルカ故ニ右ノ改
正願ヲ爲スニハ勸解ノ式ヲ履行スルヲ要セスト雖モ本ト公ケノ秩序
ニ關スルヲ以テ凡テ檢察官ニ報告ス可キナリ

〔十〕 裁判改正願ニ因テ生セサル効及ヒ之ヨリ生ス可キ効

第四百九十七條及
第四百九十八條
○裁判改正願ハ同一
訴ト生テ効

〔第八百五十六號〕 吾輩第七百六十五號ニ就キ控訴ヲ始ムルニ於テ
ハ直チニ主タル二箇ノ効ヲ生スルヲ見タリ

第一 控訴スルニ於テハ初告裁判所ニ於テ既ニ審判ヲ下セシ事實上

ス可キヤ
其改正願
ハ控訴ノ
如ク移轉
及ヒ停止
ノ効ヲ生
ス可キヤ

及ヒ法律上ノ一切ノ事項ヲ控訴ヲ審判ス可キ裁判所ニ移シ覆問セシ
ムルノ意義アルニ因リ移轉ノ効ヲ生ス可シ是ヲ以テ控訴人ハ當ニ其
裁判言渡ノ取消ヲ訟求スルノミナラス裁判所ニ於テ訴件ノ本案ニ關
シテ最初ヨリ更ニ至當ノ言渡アラントテ訟求スル者ナリ

第二 控訴スルニ於テハ當然取消ノ訴ヲ受ケタル裁判言渡ノ執行ヲ
止ムルノ意義アルニ因リ停止ノ効ヲ生ス可シ但シ豫メ執行スルノ允
許アル場合ハ此限ニ在ラス〔第七百六十六及七
第七百六十七參看〕

裁判改正願ハ決シテ前二項ノ効ヲ生スルヲナシ
第一 裁判改正願ハ移轉ノ効ヲ生スルヲナシ故ニ裁判官右ノ改正願
ヲ爲サレタルニ於テハ唯其條理ナルヤ否ヲ查覈ス可シ若シ其條理ナ
ルニ於テハ取消ノ訴ヲ受ケタル裁判言渡ヲ取消シテ之ヲ無効トナス
然レモ控訴ノ如ク第二ノ裁判言渡ヲ爲スヲナク訴件ノ本案ハ從然シ

如ク束閣シ以テ之カ審理ヲ仰カンニハ更ニ新訴ヲ爲サンコトヲ要ス
〔第八百二十一及ヒ
第八百六十參看〕

裁判改正
願ト爲サ
原告人ハ
裁判言渡
ヲ執行シ
タル旨ヲ
證明スル
ニ非サレ
ハ右改正
願ヲ爲ス
ルヲ得サ
ルヤ

第二 裁判改正願ハ停止ノ効ヲ生スルコトナシ故ニ右ノ改正願ヲ爲ス
ニ拘ハラズ取消ノ訴ヲ受ケタル裁判言渡ノ執行ヲ始メテ其手續ヲ
繼續シ之カ局ヲ結フコトヲ得加之ナラス不動産ヲ拋棄ス可キノ言渡ア
リタルニ際シ裁判改正願ヲ爲サントスル原告人ハ其相手方ニ其遺物
不動産ヲ交付シタルコトヲ證明スル以上ニ非サレハ右ノ改正願ヲ爲ス
コトヲ得ス然レモ此特定ノ場合ニ非サレハ豫メ右ノ裁判言渡ヲ執行ス
ルヲ要セス凡テ其他ノ場合ニ於テハ原告人其裁判言渡ニ満足ヲ與フ
ル前ト雖モ辯論ヲ始ムルコトヲ得但シ被告人ヨリ時宜ニ因リ本訴中右
言渡ノ執行ヲ訟求スルトキハ此限ニ在ラス

裁判改正
願ヨリ停
止ノ効ヲ
生セサル

〔第八百五十七號〕 裁判改正願ヨリ停止ノ効ヲ生セサル原則ニハ例

原則ニ例
外アリヤ

外ナル者アリ何トナレハ裁判言渡書中各要旨ノ互ニ抵觸スルヨリ裁
判改正願ヲ以テ之カ取消ヲ願フニ於テハ右ノ言渡ヲ執行スルヲ得ス
蓋シ右一要旨ヲ執行スルトキハ他ノ要旨ニ抵觸スルニ因レハナリ然
レモ場合ニ於テ右言渡ノ止ムヲ得サル停止ハ所謂裁判改正願ヨリ生
シタルノ効ニ非ス單ニ事實上ノ差支アルヲ以テナリ

裁判改正
願ヲ受ケ
タル裁判
官ハ取消
訴ヲ受ケ
タル旨
ヲ言渡
止ス可キ
旨ヲ言渡
スルヤ

他人ヨリノ裁判取消ノ訴ハ亦裁判言渡ノ執行ヲ停止スルコトナシ然レ
モ裁判官右他人ヨリノ裁判取消ノ訴ヲ受ケタルニ於テハ時宜ニ因リ
裁判言渡ノ執行ヲ停止ス可キ旨ヲ言渡スコトヲ得但シ第四百七十八條
ニ明記セル例外ハ此限ニ在ラス〔第八百
四參看〕而シテ裁判改正願ヲ爲ス可キ
事項ニ就テハ全ク上文ト異ナレリ即チ〔第四百九十七條ニ曰ク裁判
執行ニ反シテ何ナル禁止ヲモ許與スルコトヲ得サルモノトス〕
〔第八百五十八號〕 裁判改正願ハ移轉ノ効ヲ生セサルノミナラス停

裁判改正
願ハ何如
ナル効ヲ

止ノ効ヲモ生スルヲナシ然レハ裁判改正願ハ何如ナル効ヲ生ス可キ
カ曰ク其改正願ハ取消ノ訴ヲ受ケタル裁判言渡ノ取消ヲ言渡ス可キ
權ヲ裁判所ニ付與ス其他裁判改正願ノ附帶ナルトキハ該裁判所ニ於
テ必要ナリト判定スレハ右改正願ニ依リ主件訴訟ノ吟味ヲ停止スル
ヲ得

〔十一〕 裁判改正願ヲ審理スル事

〔第八百五十九號〕 一方ヨリ裁判改正願ヲ爲シタルニ於テハ被告人
代書師ヲ要ス可キトキハ之ヲ選任ス可シ蓋シ取消ノ訴ヲ受ケタル裁
判言渡ヲ得タル代書師ハ其裁判言渡ヨリ六ヶ月以内ニ相手方ヨリ右
ノ改正願ヲ送達スルトキハ新ニ委任狀ヲ受クルヲナクシテ法律ニ據
リ選任ヲ受クルモノトス〔第八百五
十四參看〕
右ノ如ク既ニ代書師ヲ選任シタルニ於テハ第七十七條以下ニ循ヒ被

告人ヨリ答辯書ヲ原告人ニ送達シ又原告人ヨリ再答辯書ヲ送達ス可
シ然ル後一方ノ代書師ヨリ呼出狀ヲ相手方ノ代書師ニ送り兩造法庭
ニ於テ辯論ヲ始ム然レハ茲ニ注意ス可キ事アリ兩造前記〔第八百五
十一參看〕
相談書ニ明記シタル裁判改正願ノ憑據ニ非サレハ辯論スルヲ得ス又第
四百九十九條ニ曰ク何如ナル憑據ト雖モ法庭ニ於テ之ヲ討論ス可カ
ラス又書面ヲ以テ之ヲ述フ可カラスト然レハ訴訟中發見シタル憑據
ニ就テハ何如ニ之ヲ論決ス可キヤ曰ク法學者ノ通論ニ據レハ法律上
例外ヲ設ケサルナリ而シテロジエール氏ノ説ク所ハ上文ト其論旨ヲ
異ニセリ曰ク敗訴人裁判改正願ヲ爲シタル後證書ノ偽造又ハ詐偽ナ
ルヲ發見シタルトキハ簡便ノ書面ヲ以テ新ニ發見シタル憑據ヲ申
立ルヲ得但シ右ノ憑據ニ代言師ヘノ相談書ヲ添へ且改正願ヲ爲シ
タルノ後其憑據ヲ發見セシヲ書面ヲ以テ證明スルヲ要ス夫レ法

第五百條 及百條 何レノ場 合ニ於テ 裁判改正 願ヲ却下 ス可キヤ 裁判所ハ 何レノ場 合ニ於テ 裁判改正 願ヲ受理 ス可キヤ 裁判所ニ 於テ裁判 改正願ヲ 受理スル 如キハ何 如トキハ何

律ハ弊害ヲ防制センコトヲ欲スト雖モ至當ノ告訴ヲ拒ムコトヲ務メサレハナリ

〔十二〕 裁判改正願ノ裁判言渡

〔第八百六十號〕 裁判所ハ裁判改正願ヲ却下シ又ハ受理ス
 右ノ改正願ヲ爲スコトヲ遲延シタルトキハ裁判所ニ於テ之ヲ却下ス何
 トナレハ法律所定ノ期限内ニ其改正願ヲ爲サレハナリ又右改正願
 ノ不法ナルトキモ之ヲ却下ス何トナレハ裁判改正願ヲ爲スノ前豫メ
 遵守ス可キ條件ヲ履行スルナキカ又ハ其法式缺クアルヲ以テナリ
 又右裁判改正願ヲ爲ス可キ理由ヲ證明セサルトキハ假ヒ其不法ナル
 所ナク其法式ヲ缺ク所ナキモ裁判所ニ於テハ尙ホ之ヲ却下ス
 上文記スル所ト反對ノ場合ニ於テハ裁判所ハ裁判改正願ヲ受理ス
 裁判所ニ於テ裁判改正願ヲ却下スルトキハ其改正願ヲ爲シタル原告

レサン
 ダン
 ハ何
 シ
 ト
 ハ
 何
 ト
 ハ
 裁判
 所

人ニ第九百九十四條ニ定メタル罰金ト損害賠償トヲ言渡ス可シ但シ更
 ニ多額ノ損害賠償ヲ爲ス可キトキハ其多額ノ損害賠償ト相觸ルコト
 ナカル可シ

裁判所ニ於テ裁判改正願ヲ受理スルトキハ其裁判言渡ヲ取消シ雙方
 ノ者ヲ其言渡前ノ景狀ニ復セシメ以テ其官署ニ附托シタル金額ヲ還
 付シ且取消ノ訴ヲ受ケタル裁判言渡ニ據リ收取シタル裁判言渡ノ物
 件ヲ還付ス可シ而シテ該裁判所ノ權限ハ此ニ止レル者トス故ニ該裁
 判所ニ於テハ取消ノ訴ヲ受ケタル裁判言渡ヲ取消スト雖モ更ニ訴訟
 ノ本案ニ關シ新ニ裁判言渡スコトナク之ヲ束閣シ新訴アルニ至テ之ヲ
 審判ス即チ實際ノ語ニ於テ之ヲ稱シテ「レ、シ、ヅ、ア、ル」ニ取掛ルコトナク
 「レ、サ、ン、ダ、ン」ニ就キ裁判言渡シタリト云フ「レ、シ、ヅ、ア、ル」ニ取掛ル
 コトナシトハ訴訟ノ本案ヲ吟味スルコトナシト云フ義ニシテ「レ、サ、ン、ダ、

レサ
ン及
ダン
レシ
ヒレ
シ
グア
ル
ニ就
キル
決ス
ルキ
得可
キヤ
此規
則キ
ラニ
例外
アラ
サル
ヤ

第五百二
條○兩
造再
ヒ本
訴

チ起
サ
ン
トス
ル
ト
キハ
何レ
ノ裁
判所
ニ
レシ
ヅ
アル
レシ
キヤ

本案
ノ訴
訟ハ
何如
ニシ
テ再
ヒ之
ヲ始
ム可
キヤ

「レ」ニ就キ裁判ヲ言渡シタリトハ裁判改正願ヲ爲ス可キ原由ニ就キ
裁判ヲ言渡シタリト云フ義ナリ
是ニ由リ裁判官ハ「レ」サンダン「レ」ヲ吟味シタル上取消ノ訴ヲ受ケタル
裁判言渡ヲ取消ス可キ判決ヲ爲スト雖モ之ヲ以テ「レ」シヅアル「レ」即チ
本案ヲ吟味スル「レ」ナシ是レ一定ノ原則タリ然レモ「レ」サンダン「レ」ト
「レ」シヅアル「レ」ト關繫シテ別箇ニ審判スル能ハサル場合アリ因テ吾輩
同一ノ控訴院又ハ同一ノ裁判所ニ於テ同一ノ雙方本人ノ間ニ同一ノ憑
據ニ就キ爲シタル裁判言渡ノ相抵觸シタルヲ以テ裁判改正願ヲ爲セ
シ場合ヲ論述セントス（第八百四十參看）此場合ニ於テ裁判官第二ノ裁判言渡
ヲ取消ストキハ暗ニ第一ノ裁判言渡ヲ留存ス可キカ故ニ其言渡ノ體
裁及ヒ文面ニ從テ執行アラフ「レ」ヲ宣告ス可キ「レ」固ヨリ瞭然タリ
「第八百六十一號」「レ」サンダン「レ」ト「レ」シヅアル「レ」トハ俱ニ之ヲ審判

ス可カラサルカ故ニ裁判改正願ハ之ヲ受理ス可シト雖モ本訴ハ之ヲ
閣キ取消サレタル裁判言渡アリシ訴件ヲ更ニ審判ス可シ然レモ兩造
再ヒ本訴ヲ起サントスルトキハ何レノ裁判所ニ訴フ可キカ曰ク裁判
改正願ニ就キ裁判言渡ヲ爲シタル裁判所ニ訴フ可シ是ニ由リ「レ」サ
ンダン「レ」ト「レ」シヅアル「レ」トハ共ニ同一ノ裁判所即チ取消ノ訴ヲ受ケ
タル裁判言渡ヲ爲シタル裁判所ニ其審判ヲ付スルナリ然レモ右二箇
ノ訴訟ハ唯單一ノ訴訟手續ニ依テ併セ爲ス「レ」ヲ得サルノミ
「レ」シヅアル「レ」ニ關スル訴訟ハ之ヲ裁判改正願ニ就テノ訴訟ヨリ生シ
タルモノト看做ス可キカ故ニ「レ」サンダン「レ」ノ事ニ預ル代書師ハ本案
ノ訴訟ニ關シテハ法律ニ據リ選任ヲ受ケタリト看做サル可シ故ニ本
案ノ訴訟ハ一方ヨリ呼出狀ヲ他ノ一方ニ送テ再ヒ始ム可キニ非ス其
代書師ヨリ書面ヲ他ノ一方ノ代書師ニ送テ再ヒ始ム可シ

〔十三〕 裁判改正願ノ裁判言渡ニ就キ適用スルヲ得サル手續
又ハ適用スルヲ得キ手續

〔第八百六十二號〕 既ニ裁判改正願ヲ以テ取消ヲ訴ヘタル裁判言渡
ニ就キ最初申述シタルト異ナル憑據ヲ發見スルモ更ニ之ヲ以テ右言
渡ノ取消ヲ訴フルヲ得ス

又裁判改正願ヲ却下シタル裁判言渡及ヒ取消ノ訴ヲ受ケタル裁判言
渡ヲ取消シタル後訴訟ノ本案ニ就キ爲シタル裁判言渡ハ裁判改正願
ヲ以テ之ヲ取消サント訴フルヲ得ス

右ノ改正願ヲ爲スト雖モ其効ナク且本人ハ論ヲ俟タス初ノ願ト後ノ
願トヲ爲スヲ預リタル代書師ニ於テモ亦損害賠償ノ言渡ヲ受ク可
シ

此禁制ハ訴訟手續ニ限界ヲ置カントスル目的ヲ以テ設クル所ナリ然

第五百三
條○裁判
改正願ヲ
以テ取消
シタル後
訴訟ノ本
案ニ就キ
爲シタル
裁判言渡
ハ裁判改
正願ヲ以
テ取消ス
ルヲ得ス
又裁判改
正願ヲ却
下シタル
裁判言渡
及ヒ取消
ノ訴ヲ受
ケタル裁
判言渡ヲ
取消シタ
ル後訴訟
ノ本案ニ
就キ爲シ
タル裁判
言渡ハ裁
判改正願
ヲ以テ之
ヲ取消サ
ント訴フ
ルヲ得ス
右ノ改正
願ヲ爲ス
ト雖モ其
効ナク且
本人ハ論
ヲ俟タス
初ノ願ト
後ノ願ト
ヲ爲スヲ
預リタル
代書師ニ
於テモ亦
損害賠償
ノ言渡ヲ
受ク可シ

取消ノ訴
ヲ受ケタ
ル後訴訟
ノ本案ニ
就キ爲シ
タル裁判
言渡ハ裁
判改正願
ヲ以テ取
消スルヲ
得ス又裁
判改正願
ヲ却下シ
タル裁判
言渡及ヒ
取消ノ訴
ヲ受ケタ
ル裁判言
渡ヲ取消
シタル後
訴訟ノ本
案ニ就キ
爲シタル
裁判言渡
ハ裁判改
正願ヲ以
テ取消ス
ルヲ得ス
又裁判改
正願ヲ却
下シタル
裁判言渡
及ヒ取消
ノ訴ヲ受
ケタル裁
判言渡ヲ
取消シタ
ル後訴訟
ノ本案ニ
就キ爲シ
タル裁判
言渡ハ裁
判改正願
ヲ以テ之
ヲ取消サ
ント訴フ
ルヲ得ス
右ノ改正
願ヲ爲ス
ト雖モ其
効ナク且
本人ハ論
ヲ俟タス
初ノ願ト
後ノ願ト
ヲ爲スヲ
預リタル
代書師ニ
於テモ亦
損害賠償
ノ言渡ヲ
受ク可シ

レ此之ヲ普ク適用ス可キカ又否ラサルカ即チ兩造本人ニ適用ス可キ
カ唯其一方本人ノミニ適用ス可キカ曰ク本條第五百三條〔何人ヲ論セス
裁判改正願ヲ爲シテ訴フルヲ得ス〕ト云ヘル數語ヲ墨守シテ考案ヲ
下ストキハ右ノ禁制ハ普ク之ヲ兩造ニ通シ用フ可ケレモ讀者更ニ一
歩ヲ進メ之ヲ熟察スレハ裁判改正願ヲ却下シタル裁判言渡ノミニ禁
制ヲ適用ス可キヲ知ル可シ故ニ本條ノ全體ヲ照合スレハ裁判改正願
ヲ爲シタル原告人若シ敗訴トナリタルトキハ再ヒ裁判改正願ヲ爲ス
ルヲ得スト雖モ右改正願ノ爲メニ敗訴トナリタル被告人ニ於テハ更
ニ裁判改正願ヲ爲スルヲ得可キヲ證明スルニ足レリ而シテ何人ヲ論
セストノ數語ハ幼者ト受治産禁者トヲ問ハス凡テ原告人ノミニ禁制
ヲ適用ス可キノ意味アリトス
尙ホ上文ヲ畧言スレハ法律ノ趣意ハ同一ノ訴件ニ關シ同一ノ相手方

關席シテ
 前記ノ裁
 判言渡アリタル場合ニ於テハ故障申述ヲ以テ其言
 合ニ於テハ故障申述ヲ以テ其言
 述ヲ以テ其言
 其言渡ヲ得
 取消シ得
 可キヤ
 法律ニ違
 背シテ右
 ノ裁判言
 渡アリタ
 ル場合ニ
 於テハ大
 審院ニ向
 テ其破毀
 ナルヲ求
 ムルヲ得
 キヤ
 控訴ト裁
 判改正願
 トノ間ニ
 何如ナル
 差異アリ

ニ於テ再ヒ裁判改正願ヲ爲スヲ得サルニ在リ

關席シテ前記ノ裁判言渡アリタル場合ニ於テハ故障申述ヲ以テ其言
 渡ヲ取消スヲ得又法律ニ違背シテ右ノ裁判言渡アリタル場合ニ於
 テハ大審院ニ向テ其破毀ヲ求ムルヲ得

〔十四〕 控訴ト裁判改正願トノ差異

〔第八百六十三號〕 控訴ト裁判改正願トノ間ニ數多ノ差異有ル事ハ
 讀者ノ既ニ知ル所ナリキ因テ其差異ノ尤モ重要ナルモノヲ左ニ論述
 セントス

第一 控訴ハ初審ノ裁判言渡ノミニ關シテ之ヲ爲スヲ得〔第七百二
 十五參看〕
 而シテ裁判改正願ハ終審ノ裁判言渡ノミニ關シテ之ヲ爲スヲ得
〔第八百二
 十五參看〕

第二 控訴ヲ爲スヲ得可キ不服申立書ハ法律上之ヲ定ムルヲナシ

故ニ敗訴人其裁判言渡ノ初審ナルニ於テハ自己ノ適意ヲ以テ右言渡

ナ控訴シ其責ニ任ス可シ然ルニ裁判改正願ヲ以テ言渡ヲ取消シ得可
 キ原由ハ法律上之ヲ限定セリ故ニ法文ニ掲クル十一箇ノ場合ヲ除ク
 ノ外ハ何レノ裁判改正願ト雖モ之ヲ受理セス

第三 控訴ハ上級裁判所ニ向テ之ヲ爲ス可ク而シテ裁判改正願ハ取
 消ノ訴ヲ受ケタル裁判言渡ヲ爲シタル裁判所ニ向テ之ヲ爲ス可シ故
 ニ控訴ハ裁判言渡ヲ改正セントスル手續ニシテ裁判改正願ハ取消サ
 ントスル手續ナリトス〔第七百十
 九參看〕

第四 控訴ノ期限ハ幼者ニ關シテハ其後見人及ヒ後見人ノ監察人ニ
 裁判言渡書ヲ送達シタル日ヨリ之ヲ起算ス可ク〔第七百四
 十九參看〕而シテ裁判
 改正願ヲ爲ス可キ期限ハ幼者ノ丁年ニ至リシ後之ニ裁判言渡書ヲ送
 達シタル日ヨリ之ヲ起算ス可シ〔第八百五
 十參看〕

第五 控訴ハ法律上規定セル裁判改正願ヲ爲ス可キ法式ヲ豫メ履行スルヲナク直チニ之ヲ爲スヲ得此法式トハ罰金及ヒ損害賠償トシテ若干金額ヲ官署ニ附托スルヲ及ヒ代書師ヘノ相談書ヲ領收スルヲ即チ是レナリ〔第八百五十一參看〕

第六 控訴ハ移轉ノ効及ヒ停止ノ効ヲ生ス可クシテ裁判改正願ハ右ノ効ヲ生スルヲナシ〔第八百五十六參看〕

附錄 破毀ヲ求ムル上告ノ事

〔一〕 大審院○該院設置ノ主眼及ヒ其構成

〔第八百六十四號〕 法律ハ各裁判所ノ上ニ一ノ最上法院ヲ置キ以テ之ヲ統轄セシム該院ヲ稱シテ大審院ト曰フ何トナレハ該院ノ目的ハ主トシテ法律ニ違ヒタル判決ヲ破毀シ即チ之ヲ取消シ以テ裁判例ヲ畫一ナラシメ法律ノ意義ヲ一定スルニ在レハナリ

第五百四
條○大審
院トハ何

大審院ノ
構成ハ何
如

該院ハ院長一名之ニ局長三名ヲ加ヘ總員四十九名ヲ以テ構成ス

該院ハ分テ三局ト爲ス即チ第一出願局第二民事局第三刑事局是ナリ但シ場合ニ因リ三局會合シテ正式會議ヲ爲サ、レハ判決スルヲ得サルモノアリ

其各局ハ局長一名評定官十五名ヲ以テ構成ス但シ院長ハ其意見ヲ以テ三局中ノ一ニ上席ス

各局ニ於テ判決ヲ爲サンニハ少クモ其員十一名ノ議決ヲ要ス若シ三局會合シテ正式會議ナルトキハ三十四名ノ議決ヲ要ス

該院ニハ檢事長一名大代書師六名之ニ附屬セリ○檢事長若クハ大代書師中ノ一名ハ何レノ訴件ヲ問ハス自己ノ名ヲ以テ之ニ參言ス

國長ヨリ任シタル代書師ハ該院ニ於テ通常裁判所ノ代書師ト同一ノ職務ヲ行フ故ニ此代書師ノ職務ハ二様アルモノニシテ即チ一ハ代書

師ノ如ク訴訟本人ノ爲メニ訴訟手續ヲ爲シ一ハ代言師ノ如ク訴訟本人ノ爲メニ辯護ヲ爲ス

〔二〕 大審院ノ職權

大審院ノ職權ハ何

〔第八百六十五號〕 大審院ハ左ノ諸件ニ就キ言渡ヲ爲スモノトス

第一 二箇ノ控訴院ノ間又ハ同一ノ控訴院ヨリ管轄ヲ受ケサル二箇

ノ裁判所ノ間ニ管轄抵觸ノ争アルトキ其管轄ヲ定ムルノ訴〔第六百七參看〕

第二 至當ノ嫌疑若クハ公安ノ爲メ裁判管轄ヲ他ノ裁判所ニ移スノ訴〔治罪法第五百二十五條以下〕

第三 裁判所ニ對スル損害賠償ヲ求ムルノ訴〔第八百八十四參看〕

第四 控訴院ノ判決及ヒ終審ノ裁判言渡ニ對シテ破毀ヲ求ムル上告

○吾輩今茲ニ論セントスル所ハ唯此第四ノ職權ニアルノミ且刑事上ノ事項ハ吾輩ノ目的ニ關セサルヲ以テ唯民事上ノ事項ノミヲ論述ス

可シ

〔三〕 破毀ヲ求ムル上告ノ手續ヲ以テ上訴スルヲ得可キ裁判言渡

破毀ヲ求ムル上告ノ手續ヲ以テ上訴スルヲ得可キ裁判言渡ハ何如

〔第八百六十六號〕 此手續ヲ以テ取消シ得可キモノハ控訴院ノ判決及ヒ初告裁判所若クハ商事裁判所ノ終審裁判言渡ナリトス

是故ニ凡テ初審裁判言渡ハ一方ノ者猶ホ其控訴期限内ニ在ルト否トヲ問ハス之ヲ大審院ノ檢問ニ付スルヲ得ス又若シ一方ノ者初審裁判言渡ノ控訴ヲ爲サスシテ控訴期限ヲ過キタルトキハ其裁判言渡ヲ

默諾シタルモノト看做スカ故ニ控訴ヲ許サ、ルノミナラス上告ヲモ許サ、ルナリ〔第八百二十五ニ就テ本文ニ類スル規則ヲ看ルヘシ〕

之ニ反シテ終審裁判言渡ハ其性質ノ何如ヲ問ハス凡テ大審院ノ檢問ニ付スルヲ得是故ニ其裁判對審裁判タルト關席裁判タルトヲ問ハ

ス又本案ニ關スル豫審裁判タルト本案ニ關セサル豫審裁判タルト確定裁判タルトヲ問ハス皆該院ノ檢問ニ付スルヲ得然レモ左ノ二項ハ上告スルヲ得ス

闕席シテノ終審裁判言渡ニ就テハ何如

單ニ豫審裁判言渡ナルトキハ何如

第一 故障申述ヲ爲ス可キ期限未タ盡キサル間ハ闕席裁判言渡○異常ノ上訴ハ現ニ通常ノ手續ヲ行ヒ得サル以上ニ非サレハ之ヲ用フルヲ許サ、レハナリ〔第七百十七參看〕

第二 確定ノ裁判言渡アラサル間ハ豫審ノ裁判言渡〔第七百四十三及八百四十九參看〕

上文列記スル規則ノ例外ナルニヨリ左ノ裁判言渡ハ終審ナリト雖モ破毀ノ上告ヲ爲スヲ得ス

治安裁判官又ハ判斷人ノ爲シタル裁判言渡ニ

第一 治安裁判官其職權ヲ越ヘサル場合ニ於テハ該裁判官ノ爲シタル終審裁判言渡〔千八百三十八年五月二十五日ノ法律〕

對シテ上告スルヲ得ルヤ破毀ヲ求ムル上告ノ憑據ハ何如テ言ヘハ法律ニ許ス可キ破毀ヲ求ムル上告ノ憑據ハ何如

第二 隨意ナル判斷人ノ爲シタル終審裁判言渡〔第一千二百十八條〕

〔四〕 破毀ヲ求ムル上告ノ憑據即チ破毀ヲ求ムル上告ノ手續ヲ始ム可キ場合語ヲ易ヘテ之ヲ言ヘハ右ノ手續ヲ爲スヲ許ス可キ憑據

〔第八百六十七號〕 破毀ヲ求ムル上告ノ憑據ハ即チ左ノ數項ニ止マルモノトス

第一 管轄違ハ事○但シ訴訟ノ事件ヨリ生スル管轄違ト訴訟ヲ爲ス者ノ住所又ハ相争フ物件ノ所在ヨリ生スル管轄違トハ之ヲ區別スルヲ要ス

右訴訟ノ事件ヨリ生スル管轄違ハ公衆ノ秩序ニ係ルカ故ニ假ヒ關係本人之ヲ黙止スルモ決シテ不問ニ付ス可カラサルニ因リ何レノ場合ニ於テモ破毀ヲ求ムル上告ノ憑據ト爲ス可シ故ニ關係本人ヨリ取消

ノ訴ヲ受ケタル裁判言渡ヲ爲シタル裁判官ニ對シ右管轄違ナル旨ヲ申立ルト否トニ拘ラス上告ノ手續ヲ爲スヲ得然ルニ訴訟ヲ爲ス者ノ住所又ハ相争フ物件ノ所在ヨリ生スル管轄違ハ全ク上文ト異ナレリ何トナレハ右ノ手續ハ被告人一己ノ利益ニ關スルカ故該被告人ハ右管轄違ニ就テノ訴訟ヲ拋棄スルヲ得且該被告人ハ本訴ノ裁判言渡アラサル内右ノ如ク管轄違ナル旨ヲ訴ヘサルトキハ其訴ヲ拋棄シタリト看做サル可シ〔第三百四十以下參看〕而シテ何レノ裁判所ト雖モ該被告人ノ辯論センコトヲ許諾セシ裁判所ハ之ヲ以テ管轄裁判所ト爲スカ故ニ被告人ヨリ該裁判官ノ面前ニ於テ右ノ如ク管轄違ナル旨ヲ申立テ之ヲ聞届ケラレサル後ニ非サレハ其言渡ニ就キ破毀ノ上告ヲ爲スヲ得ス但シ關席裁判言渡ヲ受ケタルトキハ此限ニアラス

越權トハ管轄違トハ之ヲ混同スルヤ

〔第八百六十八號〕 第二 裁判官職權ヲ越ヘタル事○本項破毀ヲ求ムル上告ノ憑據ト前項ノモノトハ相混同スルニ似タルモノアリ何トナレハ人或ハ曰ン凡テ管轄違ハ越權ノ意ヲ含有スルモノニシテ越權モ亦管轄違ヨリ生スルモノナリト然レモ法律ニ於テ管轄違ト越權トハ之ヲ區分スルカ故ニ之ヲ以テ二箇ノ場合ト爲スヲ得ヘシ
 裁判官他ノ裁判所ノ職權ニ預ルトキハ其管轄外ナリ猶ホ語ヲ易テ之ヲ言ヘハ裁判官ニ於テ法律カ他ノ裁判所ニ付シタル訴件ヲ審理スルトキハ其管轄外ナリトス
 裁判官何レノ裁判所ニ於ケルモ職務外ノ所爲ヲ行ヒタルトキハ之ヲ越權ナリトス例ヘハ一般ノ規則若クハ警察ノ規則ヲ制定シ又ハ飲食品ノ價格ヲ定メ又ハ行政官吏ニ向テ法律ノ執行ヲ禁止シ又ハ竊ニ命令ノ執行ヲ沮絶スルトキハ凡テ其職權ヲ越ヘタリト謂フナリ

吾輩是ヨリ右ノ管轄違ト越權トヲ區分シタルヨリ實際上ノ利益ヲ生
スルヲ見ル可シ〔第八百七
十二參看〕

無効ノ罰
規定セル
訴訟手續
ノ法式ヲ
犯シタル
トキハ何
レノ場合
破毀ヲ求
ムル憑據
トナルヤ

裁判言渡
ノ抵觸ハ
破毀ヲ求
ムル憑據
トナルヤ
同一ノ裁
判所又ハ

〔第八百六十九號〕 第三 無効ノ罰款ヲ以テ規定セル訴訟手續ノ法
式ヲ犯シタル事○無効ノ罰款ヲ以テ規定セル法式ヲ履行セサルトキ
ハ最初ノ裁判官ニ對シテ其法式ノ無効タル旨ヲ申立テ裁判官ヨリ拒
絶セラレタル後ニ非サレハ破毀ノ上告ヲ爲スヲ得ス又該裁判官
ノ自ラ履行ス可キ法式ニ關スル後ニ非サレハ破毀ノ上告ヲ爲スヲ
得ストハ吾輩ノ想起スル所ナリキ然ラサレハ本項ハ再ヒ裁判改正
願ノ論中ニ入ルモノトス〔第八百三
十五參看〕

同一ノ控
訴院ニ於
テ爲シタ
ル二箇ノ
裁判言渡
ノ間ニ抵
觸ノ生ス
ルトキハ
何如

法律ハ其
明文ニ違
背シタル
ノミナラ
ズ尙ホ其
精神ニ違
背シタル
トキハ破
毀ヲ求ム
ナル憑據
トナルヤ

抵觸ノ生スルトキハ法律ハ裁判官ノ過失ニ出テタルモノト思量ス是
レ裁判改正願ヲ以テ裁判取消ヲ請フ可キノ場合ナリトス然ルニ一方
ノ者他ノ一方ノ者カ再ヒ訴訟ヲ爲シタルトキ之ニ對シ最初ノ裁判官
ノ面前ニ於テ既ニ裁判言渡ヲ得タル旨ヲ述ヘタルニ該裁判官毫モ顧
慮スルコトナク最初ト反對ノ意味ヲ以テ次ノ裁判言渡シタルトキ
ハ其過失ノ如キ有心故造ヲ以テ法律ヲ犯シタルカ故ニ破毀ノ上告ヲ
爲スヲ得〔第八百四
十參看〕

〔第八百七十一號〕 第五 法律ヲ犯シタル事○第千七百九十年ノ法
律ニ循ヘハ法律ヲ犯シタリト雖モ故サラ其明文ニ背戾スル所アル場
合ニ非サレハ破毀ノ上告ヲ爲スヘカラストアリ然ルニ共和曆第三年
及ヒ第八年ノ憲法ニ於テハ故サラ法律ニ背戾スルトキハ破毀ノ上告
ヲ爲スヘシトアルカ故ニ方今ニ至テハ裁判言渡カ法律ノ精神ト乖戾

スル者アルトキハ假ヒ其明文ト適合スルモ破毀ノ上告ヲ爲スヲ得
（ボニエー氏云ヘルアリ曰ク大審院ハ職トシテ法律ノ精神ヲ遵守セ
シメ僅ニ其文詞ニ適應セシムルニ非ス）ト信ナルカナ此言ヤ

何レノ場合ニ於テモ法律ヲ犯シタリトスルニハ決シテ取消ノ訴ヲ受
ケタル判決ノ趣意ニ錯誤アルヲ以テ之ヲ犯シタリトス可カラス其條
件ニ錯誤アルヲ要ス何トナレハ右ノ條件ハ裁判言渡ノ全部ニ關スル
者ニシテ破毀ノ上告ヲ許スハ即チ其裁判言渡ニ關スル者ナレハナリ
是ニ由リ裁判言渡ノ法律ニ適應スルニ於テハ其趣意ノ條理ナルト否
トヲ問ハス破毀ノ上告ヲ許サス

裁判所及ヒ控訴院ニ於テハ主權ヲ以テ訴訟ニ係ル事實上ノ問題ヲ審
理ス蓋シ該事項ニ就テハ該裁判官單ニ其見識ト公平トヲ規則ト爲シ
以テ之ヲ裁判ス可キナリ而シテ最上法院ノ如キハ訴訟ニ係ル事實上

錯誤カ裁
判言渡ノ
趣意ニ存
スルトキ
ハ何如

大審院ハ
法律上ノ
錯誤ノ如
ク事實上
ノ錯誤ア
リトシテ
裁判言渡

破毀ス
ルヲ得
可キヤ

ノ問題ニ至ルマテ其職權ヲ及ホスヘカラス若シ之ニ及ホストキハ該
法院ノ如キモ猶ホ控訴院タルニ過キサルナリ
是ニ由テ之ヲ觀レハ最上法院ニ於テ法律ヲ犯シタルヤ否ヲ覆案セン
ニハ先ツ裁判言渡書ニ記載シアル事項ノ眞否ヲ問ハス單ニ之ニ注意
シテ該事項ヲ確乎タル者ト假定シタル上該事項ハ正シク法律ヲ履行
シタルヤ否ヲ查覈スヘシ左ニ其一例ヲ示サン

爰ニポー
ルナル者アリ其本住ノアル邑ニ於テ婚姻ヲ結ヒタリシカ其
後右婚姻ノ取消ヲ訴ヘテ聞届ケラレタルトアラシ蓋シ該邑ニハポー
ルカ六ヶ月以來寄留シテアリシナリ然ルニ若シ相手方ヨリ右取消ノ判
決ニ就キ破毀ノ上告ヲ爲シタルニ於テハ最上法院ノ如キポー
ルカ該邑ニ六ヶ月以來寄留セシヤ否ヲ查覈ス可カラス此ノ如キ事實上ノ點
ハ最初ノ裁判官ヨリ主權ヲ以テ審判ヲ下シタルカ故該法院ニ於テ再

ヒ之ヲ吟味スルヲ要セス故ニ大審院ハポールカ六ヶ月寄留スルヲナ
キモ右ノ婚姻ハ法ニ適シ一方ノ者ノ住所ニ於テ之ヲ爲セシヤ否ヲ覆
案スヘキナリ

上文ヲ約言スレハ大審院ヲ設立スル所以ノ者ハ其將ニ破毀セントス
ル判決ニ就キ事實上ノ錯誤ヲ改正スルカ爲メニ非ス唯法律上ノ錯誤
ヲ取消シ又ハ破毀スルカ爲メナリ

此規則ニ
ハ寛假法
ノ必要ア
ラサルヤ

法律上ノ錯誤ヨリ事實上ノ證明又ハ其取消ヲ生スルニ於テハ固ヨリ
破毀ノ上告ヲ爲スヲ得即チ左ノ如シ

第一 裁判所ニ於テ法律上驗真ヲ禁シタル事實ヲ諦認シタル場合例
ヘハ法律ニ定メタル條件ノ外ニ父タルヲ諦認シタル場合次ニ該裁
判所ニ於テ法律上ヨリ確定シタル事實ヲ取消シタル場合例ヘハ該裁
判所ニ於テ一方ノ者ヨリ偽造ナル旨ノ申立ヲ受ケサル公正證書中ニ

記簿シタル事實ヲ真正ト爲スヲ拒ミタル場合

右各種ノ場合ニ於テハ法律ヲ犯シタリトス可キナリ

〔五〕 破毀ノ上告ヲ爲シ得可キ者

〔第八百七十二號〕 破毀ノ上告ヲ爲ス權有ル者ハ即チ左ノ如シ

第一 本訴ノ關係本人其相續人及ヒ代權人蓋シ此事項ノ爲メ第八百
二十四號ニ於テ裁判改正願ニ就キ論セシ所ハ本項ニモ適用ス可シ而
シテ裁判言渡又ハ判決ニヨリ損害ヲ受ク可キ他人ハ他人ヨリ裁判取
消ヲ訴フル手續ノ外其取消ヲ訴フルヲ得ス

第二 大審院附屬檢事長但シ檢事長ニ於テ破毀ノ上告ヲ爲スニハ左
ニ記スル二箇ノ場合ト若干ノ條件トニ從フモノトス是ニ由リ檢事長
ハ左ノ裁判言渡及ヒ判決ニ就キ破毀ヲ求ムルヲ得

第一 職權ヲ越ヘタル裁判言渡及ヒ判決

破毀ノ上
告ヲ爲ス
者ハ何人
ナルヤ

大審院附
屬檢事長
ハ何レノ
場合ニ於
テ上告ヲ
爲シ得ル
ヤ

何レノ場
合ニ於テ
モ結果ハ
同一ナル
ヤ

第二 訴訟手續ノ法律及ヒ法式ニ反對セル判決

右二箇ノ場合ニ於テハ重要ノ差違アリトス

職權ヲ越ユルニ就テハ上告ハ何レノ判決ニ對スルモ之ヲ爲スヲ得
故ニ右判決ノ初審ナルト終審ナルトヲ論セス越權ナルニ於テハ上告
ヲ爲スヲ得ヘシ

檢察長ハ何レノ時ニ於テモ即チ訴訟本人ヨリ上告スルノ猶豫期限終
ラサル前ト雖モ上文ノ如ク上告ヲ爲スコトヲ得然レモ此場合ニ於テ
檢察長ハ政府ヨリノ命アルニ非サレハ上告スルヲ得ス

右ニ反シテ訴訟手續ノ法律若クハ法式ヲ犯シタルニ就キ破毀ヲ求ム
ル上告ハ終審ノ裁判言渡ニ關スルニ非サレハ之ヲ許サス且兩造ノ一
方ヨリ定期内ニ右言渡ノ破毀ヲ求メサル後ニ非サレハ該檢察長ヨリ
上告スルヲ得ス然レモ豫メ政府ノ特命ヲ俟ツヲ要セス

尙ホ一言ス可キ事アリ即チ檢察長ヨリ訟求シテ以テ裁判官ガ其職權
ヲ越ヘタルニ就キ裁判言渡ヲ破毀シタルトキハ訴訟本人ノ私益ヲモ
害スルモノナリ蓋シ法律ハ裁判官ト訴訟本人トニ對シテ用捨スル
ナケレハナリ而シテ右ノ裁判言渡ハ凡テ其効ヲ失フモノトス
然ルニ訴訟手續ノ法律又ハ法式ヲ犯シタルニ就キ裁判言渡ヲ破毀シ
タル場合ニ於テハ上文ト其手續ヲ異ニセリ檢察長右ノ原因ヲ以テ上
告スルトキハ唯法律ノ爲メニ此手續ヲ爲ス者ナリ故ニ假ヒ裁判言渡
ハ取消即チ破毀ト爲ルモ訴訟本人ノ間ニ全ク其効ヲ生スルモノトス
即チ此裁判言渡書ハ之ヲ以テ裁判所ノ書面ト爲スヘカラス訴訟本人
ノ好意ニ出テタル和解書ノ如キ効アルモノトス

〔六〕 破毀ノ上告○破毀ノ上告ヲ爲ス可キ方法及ヒ期限○上
告ノ答辯ヲ爲ス可キ期限○上告ノ性質

破毀ノ上
告ヲ爲ス
可キ方法
ハ何如

破毀ノ上
告ヲ爲ス
可キ期限
ハ何如

〔第八百七十二號〕 第一 破毀ノ上告ヲ爲ス可キ方法及ヒ期限○破毀ノ上告ハ控訴又ハ裁判改正願ノ如ク呼出狀ヲ以テ之ヲ爲スヘカラ
ス〔第七百六十三及ヒ願書ノ法式ニ依リ覺書ヲ以テ之ヲ爲スヘシ
第八百五十二參看〕 此覺書ニハ大審院附屬代言師中ノ一名署名スヘシ而シテ之ヲ破毀ノ
上告ヲ受ケタル裁判言渡書ヲ得タル被告人ニ送達スルヲ要セス唯該
院ノ書記局ニ預ケ置クヲ以テ足レリトス右ノ如ク覺書ヲ預ケ置キタ
ルトキハ出願局ハ直チニ破毀ノ審問ニ著手ス可シ何故ニ最初出願局
ニ於テ其審問ニ著手スルトナレハ吾輩ノ後ニ論示スルカ如ク破毀ノ
上告ハ出願局ヲ經由シタル後民事局ノ審驗ニ付スレハナリ
破毀ノ上告ヲ爲ス可キ期限ハ以前ノ判決書ヲ破毀ヲ求ムル者又ハ其
住所ニ送達シタル日ヨリ起算シテ二ヶ月ナリトス
關席裁判言渡及ヒ其判決ノ破毀ヲ上告ス可キ期限ハ右ノ言渡及ヒ判

決ニ就キ故障申述ノ受理ス可カラサル日ヨリ起算シテ二ヶ月ナリト
ス

破毀ノ上告人ハ其上告ノ受理セラレタル判決書ノ日附ヨリ二ヶ月内
ニ此判決書ヲ被告人又ハ其住所ニ送達スルヲ要ス若シ之ヲ送達セサ
ルトキハ該被告人ニ對シテ破毀ヲ上告スルノ手續ヲ爲スヲ得ス
法庭ニ出席ス可キノ期限ハ前記ノ判決書ヲ被告人又ハ其住所ニ送達
シタル日ヨリ起算シテ一ヶ月ナリトス
破毀ノ上告ヲ爲ス可キ期限及ヒ被告人ノ出席ス可キ期限ハ公務ノ任
ヲ受ケタルニ因リ佛蘭西本邦又ハアルジェリーノ地ニ在ラサル原告
人若クハ被告人ト航海ノ爲メ同上ノ地ニ在ラサル海客トニ就テハ更
ニ八ヶ月ノ期限ヲ増スヘシ

コルス島、アルジェリー、不列顛諸島、以太利、荷蘭及ヒ佛蘭西ニ隣接シ

タル國ニ於テ住所ヲ占メタル原告人ニ就テハ上告期限二ヶ月ノ外更ニ一ヶ月ノ期限ヲ増ス可シ

其他歐羅巴又ハ地中海ノ海岸又ハ黑海ノ海濱ナル國ニ於テ住所ヲ占メタル原告人ニ就テハ二ヶ月ノ期限ヲ増ス可シ

歐羅巴外ニ於テマラッカノ海峽及ヒソソンドノ海峽ヨリ近ク又ハホルン岬ヨリ近キ地ニ住所ヲ占メタル原告人ニ就テハ五ヶ月ノ期限ヲ増スヘシ

マラッカノ海峽及ヒソソンドノ海峽又ハホルン岬ヨリ遠キ國ニ住所ヲ占メタル原告人ニ就テハ八ヶ月ノ期限ヲ増スヘシ

海上戦争ノ場合ニ於テ海外ニ在ル者ノ爲メニハ其定期ヲ倍ス可シ

第一 原告人以上列記シタル國ニ於テ其上告ヲ受理セシ判決書ヲ被告人ニ送達ス可キトキハ二ヶ月ノ期限ヲ得タルノ外更ニ上文ト同一

ノ期限ヲ得ルモノトス

第二 被告人前記ノ一國ニ其住所ヲ占メ原告人ヨリ右ノ判決書ヲ送達セラレタルカ爲メ出頭ス可キトキハ成規二ヶ月ノ期限ヲ得タルノ外更ニ上文ト同一ノ期限ヲ得ルモノトス

被告人期限内ニ於テ大審院ニ出頭セサルトキハ該被告人ノ關席ヲ證明スヘキ書記ノ請合書アルニ非サレハ引續キ法庭ヲ開クヲ得ス
裁判管轄ヲ定ムル事又ハ正當ノ嫌疑ノ爲メ他ノ裁判所ニ訴訟ヲ移サント求ムル事ニ就キ被告人ヲ呼出ス可キ旨ヲ許可セル出願局ノ判決書ハ其日附ヨリ一ヶ月内ニ之ヲ被告人ニ送達ス可シ但シ其一ヶ月ヲ經過スルトキハ右判決書ノ効ナシトス而シテ總テ被告人ハ其判決書ノ日附ヨリ一ヶ月内ニ出頭ス可シ然レモ此期限ハ時宜ニ因リ右ノ判決書ヲ以テ増減スルコトアルヘシ

以上記スル所ノ期限ハ凡テ滿何日滿何月トシテ計算スヘシ其期限ノ最終日若シ祭日ニ當ルトキハ之ヲ翌日ニ延スヘシ而シテ總テ月ヲ計算スルニハグレゴリヤン曆ニ從フ可シ
本文列記セル諸般ノ期限ハ千八百六十二年六月二日ノ法律ニ據ル所ニシテ此法律ニ據ル所ニハ左ノ追加アリ

此法律ハ公衆ノ利益ヲ原因トシテ選舉及ヒ官沒スル事項ニ就キ破毀ノ上告ヲ爲スルニ係ル特定法律ニ抵觸スルコトナシ
千七百三十七年八月ノ命令書千七百三十八年六月二十八日ノ規則書千七百九十年十一月二十七日ノ法律千七百八十八年九月二日ノ法律共和
第二年霜月一日ノ法律千八百五十九年六月十一日ノ法律及ヒ其他大審院ニ上訴ス可キ民事ノ訴訟手續ニ關スル法律ニシテ現行法律ニ抵觸スル條目ハ之ヲ廢ス

破毀ノ上告ハ取消ノ訴ヲ受ケタル裁判官ノ執行ヲ停止ス可キヤ

〔第八百七十四號〕 第二 破毀上告ノ性質○破毀ノ上告ハ控訴ト異ナルヲ以テ停止ノ効モ移轉ノ効モ生セサルヲ猶ホ裁判改正願ノ如シ破毀ノ上告ハ停止ノ効ヲ生セス、故ニ上告アルニ拘ハラズ取消ノ訴ヲ受ケタル裁判官言渡若クハ判決ヲ執行ス又大審院ニ於テハ右

破毀ノ上告ハ移轉ノ訴ヲ受ケタル裁判官ノ執行ヲ停止ス可キヤ

言渡等ヲ執行スルヨリ訴訟本人ニ損失ヲ受ケシムルヲ證明スルノ時ト雖モ右執行ノ猶豫ヲ許スヲ得ス民法第二百六十三條ニ從ヘハ離婚ノ事項ニ就キ爲シタル判決ヲ上告スルニ於テハ右判決ノ執行ヲ停止スヘシト若シ更ニ一步ヲ進メ法律上婚姻ノ取消ヲ言渡シタル判決ヲ上告スルニ至ルマテ右ノ例外ニ依リ停止ノ効ヲ生セシムルニ於テハ法律ノ其意ヲ用フル實ニ切ナリト謂フヘケレモ此判決ニ就テハ依然普通法ニ從ヒ處分スルコトセリ
例外ニ依リ書類偽造ニ係ル民事トスルトキハ裁判官第四百六十八條參看○千七百九十三年七月十六日ノ法律共和第七年花月九日ノ法律ニ記載シアルニケルノ例外ヲ參看
破毀ノ上告ハ移轉ノ効ヲ生セス、故ニ大審院ニ最初ノ裁判官ニ於テ裁判ヲ言渡ス可キ事實上ノ問題ノ吟味ニ取掛ルヲナシ右最初ノ裁判官ニ於テ該問題ニ關シ主權ヲ以テ判決ヲ下セシハ吾輩ノ既

ニ知得スル所ナリキ而シテ大審院ハ唯法律上ノ點ノミヲ查覈スルニ由リ移轉ノ効ヲ生スルヲナシ何トナレハ破毀ノ上告ハ本ト控訴ノ如ク不當ノ裁判言渡ヲ取消シテ以テ至當ノ裁判言渡ヲ爲サシメンカ爲メニ非ス唯單ニ以前ノ裁判言渡ヲ破毀セシメントスルニ止マル者ナリ故ニ右ノ言渡取消トナリタルニ於テハ訴訟本人其言渡アラサリシ以前ノ景狀ニ復ス可シ是ニ由リ控訴ヲ爲シタル訴訟本人勝訴ト爲リタルニ於テハ當ニ其損失ト爲リシ裁判言渡ヲ無効ト爲スノミナラス更ニ其勝訴ト爲ル可キ裁判言渡ヲ得可シ然レモ破毀ノ上告ニハ毫モ右ノ如キ事アラサルナリ裁判言渡若クハ判決ノ破毀ヲ大審院ニ上告シ該院ニ於テ右ノ言渡書又ハ判決書中法律ノ適用ヲ誤ルアルヲ認知セハ之ヲ破毀スト雖モ更ニ判決ヲ爲スヲナク右ノ裁判言渡或ハ判決ヲ爲セシモノト同級ノ裁判所ニ訴訟本人ヲ呼出シテ更ニ判決ヲ仰

カシム猶ホ之ヲ約言セハ大審院ハ法律ヲ解釋スルニ明晰ヲ以テシ之ヲ適用スルニ公正ヲ以テセンヲ管理シ法律ニ忌避スル一切ノ事項ヲ取消サンカ爲メニ設クル所ナルヲ以テ其審問ニ付セラレタル判決ヲ破毀シ又維持スト雖モ決シテ更ニ裁判言渡ヲ爲スヲナシ故ニ該院ヲ目シテ第二級ノ裁判所ト爲スハ誤謬ノ尤モ甚キモノト謂フ可シ

〔七〕 破毀ノ上告ヲ爲スヲ得可キ二箇ノ訴訟○出願局ニ上告スル事○該局ノ職權○該局ノ判決及ヒ其判決ヲ爲スニ就テノ手續○民事局ニ上告スル事○該局ノ判決及ヒ其判決ヲ爲スニ就テノ手續

〔第八百七十五號〕 破毀ノ上告ハ先ツ出願局ニ向テ之ヲ爲スヘシ而シテ該局ハ取消ノ訴ヲ受ケタル裁判言渡或ハ判決ヲ破毀スルヲ以テ其職任ト爲ス可カラズ其職務ニハ猶ホ一層ノ制限ヲ加フルカ故唯上

告ノ憑據ヲ受理ス可キノ條理アルヤ否ヲ檢視スルニ過キス是ヲ以テ該局ニ於テ其憑據受理ス可キノ條理ナシト認定シテ之ヲ却下シタルトキハ一切右上告ニ係ル手續ヲ收結ス可シ若シ又條理アリト認定シタルニ於テハ右ノ上告ヲ受理ス可シトノ言渡ヲ爲ス此場合ニ於テハ該局ヨリ右破毀ノ上告ヲ民事局ニ付スルヲ得而シテ上告ヲ受理ス可キ旨ノ判決ハ却下ス可キ旨ノ判決ト異ナルヲ以テ其趣意ヲ説明ス可シ

既ニ裁判言渡又ハ判決ヲ得タル訴訟本人其相手方ヨリ右言渡又ハ判決ニ就キ破毀ノ上告ヲ受クルト雖モ決シテ出願局ヨリ呼出ヲ受クルヲナシ其故ハ出願局ニ於テ相手方ノ上告ヲ却下シタルトキハ右訴訟本人ニ於テ既ニ得タル裁判言渡若クハ判決ノ利益ヲ失ハサルヘシ若シ右ノ上告ヲ受理シタリト言渡シタルトキハ右訴訟本人其憑據ヲ呈

出願局ニ於テ行フ可キ訴訟手續ハ訴訟本人對審ヲ要ス可キヤ

民事局ニ於テ行フ可キ訴訟手續ハ訴訟本人對審ヲ要ス可キヤ民事局ニ於テ上告ヲ却下ス

出センカ爲メニ民事局ヨリ呼出ヲ受ク可ケレハナリ是ニ由リ出願局ニ於テハ訴訟本人對審ノ上ニ於テ訴訟手續ヲ行フヲナシ故ニ該局ニ於テハ原告人ト檢察官及ヒ該院トノ間ニ一切ノ事項ヲ行フニ過キス然レモ重要ノ訴件ニ關シテハ相談書ヲ印刷シテ破毀ノ上告ヲ受ケシ判決書ニ添ヘ之ヲ出願局ノ裁判官、檢察長及ヒ原告人ノ代言師ニ配付スルヲ以テ慣例トス○被告人ノ代言師ハ出席ノ日限ヲ承知センカ爲メ書記局ニ至リ其帳簿ニ自己ノ姓名ヲ記入スルヲ要ス故ニ之ヲ稱シテ日限觀查ニ關スル記名ト謂フ

右ニ反シテ民事局ニ於テハ訴訟本人ノ間ニ訴訟ノ關係ヲ生ス此場合ハ原告人被告人アリトス而シテ大審院ハ報告裁判官訴訟本人ノ代言師及ヒ檢察官ノ申述ヲ聽タル後ニ非サレハ言渡ヲ爲ス可カラス右民事局ニ於テ若シ上告ヲ却下スルトキハ萬事此ニ局ヲ結フヘシ若

ルトキハ
何如ニ於
該局ニ於
テ之ヲ受
理スルト
キハ何如

常ニ訴件
ヲ他ノ裁
判所ニ移
付スルヤ
要スルヤ

シ之ヲ受理スルトキハ取消ノ訴ヲ受ケタル裁判言渡若クハ判決ヲ破
毀ス可シ然レモ該局ハ更ニ判決ヲ爲ス可キノ權ナキカ故ニ再ヒ本訴
ノ吟味ニ著手スルナキニ因リ訴訟本人ハ其上告ヲ爲サ、リシ以前ノ
景狀ニ復スヘシ且此場合ニ於テハ本訴ヲ取消ノ訴ヲ受ケタル判決ヲ
爲シタル裁判所ニ接近セル同部類ノ裁判所ニ付シテ新ニ之ヲ審理セ
シム

〔第八百七十六號〕 然レモ例外ナルニ依リ左ニ記スル二項ノ場合ニ
於テハ大審院ヨリ破毀セシ訴件ヲ他ノ裁判所ニ移付スルヲナシ
第一 判決互ニ抵觸シタルニ就キ破毀スヘキ旨ヲ宣告シタル場合蓋
シ該院第二ノ判決ヲ破毀シ以テ暗ニ第一ノ判決ヲ保存スレハナリ
第二 該院檢察長ヨリ法律ニ關シテ上告セシ裁判言渡若クハ判決ヲ
破毀シタル場合此裁判言渡若クハ判決ハ假ヒ之ヲ取消スト雖モ訴訟

大審院判
決ノ効力
ハ何如

本人ニ對シテハ毫モ其効力ヲ失ハサレハナリ〔第八百七
十二參看〕

〔第八百七十七號〕 大審院ノ判決ハ決シテ往古ノ規定ノ判決ト同一

ノ力ヲ有スルヲナシ曠昔議院〔パル、マン、蓋シ昔ノ上等裁判
所ノ如キモノヲ謂フ〔譯者按〕ノ審理ス

ル所ヲ以テ之ヲ規定且一般ノ條例ト爲セシハ是レ人ノ知ル所ナリ而

シテ當時右議院ノ判決ハ將來該院ノミナラス管下諸裁判所ニ於テモ

必ス履行ス可キト爲セリ故ニ之ヲ約言セハ右ノ判決ハ法律ノ力ヲ

有スル者ナリ〔民法第一校閱ノ第十九補參看〕然ルニ大審院ノ判決ハ右ノ如キ性質ヲ

有セス是ニ因リ大審院最初破毀ス可キ旨ノ判決ヲ以テ法律ヲ釋明ス

ル場合ニ於テハ該院ト雖モ必スシモ右最初判決ノ斷例ヲ遵守スルヲ

ヲ要セサルノミナラス更ニ本訴ノ審理ヲ移サレタル裁判所モ亦之ニ

從フヲ要セス然レモ同一ノ訴件ニ就キ再ヒ破毀ス可キ旨ノ判決ヲ爲

シタル場合ニ於テ再ヒ該訴件審理ヲ付セラレタル裁判所ハ右ノ判決

ヲ履行スルヲ要スト雖モ此裁判所他ノ裁判所及ヒ大審院ハ裁判ノ言
 渡サレタル訴訟ノ外皆反對ノ釋明ニ準據シテ判決スルヲ得
 今一ノ的例ヲ掲ケ以テ右ノ事項ヲ明瞭ナラシメン
 爰ニ一控訴院アラニ該院ニ於テ動産ノ嫁資ハ之ヲ讓渡スルヲ得ヘ
 シト裁判ス然ルニ大審院ハ上告アルニ當テ之ヲ讓渡スヘカラスト判
 決セリ故ニ大審院ハ控訴院ノ判決ヲ取消シ以テ本訴ヲ他ノ控訴院ニ
 付シテ審問セシム右第二ノ控訴院ハ全權ヲ有セルカ故ニ大審院ノ斷
 例ニ依ラスシテ最初ノ控訴院ノ如ク動産ノ嫁資ハ讓渡スルヲ得ヘシ
 ト裁判スルヲ得而シテ該控訴院第二ノ判決ヲ爲シタルニ又第二ノ上
 告アルニ於テハ大審院ハ其第一ノ判決ニ依テ釋明スル所ト反對ノ釋
 明ヲ定ムルヲ得可シ
 大審院其初メノ見ル所ヲ固執シ第一ノ判決ニ於ケルカ如ク第二ノ判

第五百五
 條○裁判
 官ニ對ス
 ル損害要
 償ノ訴ト
 ハ何ソ
 右ノ訴訟
 ハ裁判言
 渡ヲ取消

決モ亦之ヲ破毀シタルヲアリトセンニ此場合ニ於テ本訴ノ審問ヲ付
 セラレタル第三ノ控訴院ハ此釋明ニ從ハサルヲ得ス故ニ動産ノ嫁資
 ハ讓渡スヘカラスト言渡スヘシ然レモ他日同一ノ問題カ他ノ訴訟本
 人ノ間ニ起リタルトキハ該控訴院他ノ控訴院他ノ裁判所及ヒ大審
 院ハ反對ノ意義ヲ以テ右問題ヲ裁判スルヲ得可シ

第三章 裁判官ニ對スル損害要償ノ訴

〔一〕 裁判官ニ對スル損害要償ノ訴ノ解○該訴訟ノ性質○裁
 判官ノ例外條件

〔第八百七十八號〕 裁判官ニ對スル損害要償ノ訴トハ裁判官職務上
 ニ於テ一方本人ニ損害ヲ蒙ラシメタルニ因リ右一方本人ヨリ該裁判
 官ニ對シ損害ノ償ヲ訟求スル臨時ノ訴訟ヲ謂フ
 右ノ訴訟ハ訴訟法中ニ記載シアリト雖モ決シテ裁判言渡ヲ取消シ又

シ又ハ之
チ改正セ
メメント
スル手段
ニ非スヤ

ハ之ヲ改正セシメントスル手段ニ非ス唯裁判官ニ對シ損害ノ償ヲ求
ムル訴訟ナリト考フ可シ（ボチエー氏曰ク裁判言渡ニ就キ上訴ヲ爲
スニハ數箇ノ方法アリ即チ控訴、故障申述、裁判改正願、裁判官ニ對
スル損害要償ノ訴是ナリ）ト

右ノ上訴ハ舊斷例ト現行法律トヲ照合スルニ毫モ其性質ヲ變セシ
ナシ蓋シ何レノ裁判言渡ヲ爲サ、リシ時ト雖モ前記ノ手續ニ依ル
ヲ得ルカ如キハ以テ古今其性質ヲ變スルヲナキヲ證スルニ足レリ例
ヘハ裁判所ニ於テ審理スルヲ拒ミタルノ時ト雖モ之ニ對シテ右ノ
手續ヲ用フルヲ得可シ〔第八百八十三
ノ第四參看〕
法律上裁判言渡ヲ取消サントスル異常ノ方法中ニ裁判官ニ對スル損
害要償ノ訴ヲ列記シタル所以ハ蓋シ訴訟本人或ル場合ニ於テ右ノ訴
ヲ爲ス可キ判決ニ就キ間接ノ影響ヲ蒙ルヲアルヲ以テナリ

裁判官ニ
對スル損
害要償ノ
訴ハ何如
ナル關係
ニ因リテ
普通法ニ
屬セサル
ヤ

〔第八百七十九號〕 裁判官ニ對スル損害要償ノ訴ハ一種特別ノ訴訟
手續ニシテ此レニハ固有ノ規則アリ故ニ普通法ニ屬セサルモノトス
而シテ右手續ノ普通法ト相異ナル所以ヲ左ニ説明セン
第一 何人ニ限ラス其詐欺又ハ過失ニ因リ他人ニ損害ヲ蒙ラシメタ
ルトキハ之ヲ償フノ義務アル可キ〔民法第一千三
百八十二條〕是レ普通法ニ基ク所
ナリ又裁判官其詐欺ニ因リ他人ニ損害ヲ蒙ラシメタルニ於テハ平民
ノ如ク之ヲ辨償ス可キノ責アリト雖モ大抵其少過ニ就テハ此責ヲ負
ハサルノミナラス大過ト雖モ之ヲ負ハサルヲアリ（デニザール氏曰
ク裁判官詐欺ニ因テ訴訟手續ヲ爲セシトキハ每予ニ要償ノ訴ヲ受ク
ヘシ）ト然レモ本人ノ損害裁判官ノ尋常錯誤ニ係ルニ於テハ其責ニ
任スルヲナシ若シ尋常錯誤ト雖モ其責ニ任スルニ於テハ檢察官ノ如キ
ハ殊ニ其職任太々危險ナルカ故遂ニ何人モ之ヲ受ケ肯スル者ナキニ

至ラン蓋シ法律學ハ諸學科中ノ至難ナル者ニシテ其規則ノ大體ヲ涉獵センニハ博覽強記ヲ要スルモノナリ故ニ何如ニ傑出セル人ト雖モ終始其規則ヲ誤用スルナカラントナ大言シ得ル者ハアラシ故ニ法律上此ニ斟酌シテ以テ其制ヲ定メタリ然レモ亦敗訴人毎子ニ其裁判言渡ニ就キ不服ヲ唱フル時ニ際シ擅ニ掛リ裁判官ヲシテ該裁判所ノ法庭ヨリ降ラシメ得ルニ於テハ忽チ裁判所ノ威嚴ヲ失ハシメ遂ニ之ヲ畏敬スルナカラントス若果シテ此ノ如キヲアラハ綱記頽弛シテ其効無キニ至ル可シ蓋シ法律ノ尊嚴ナルト裁判所ノ貴重セラル、トハ相關連シテ離ル可カラサルニ由リ法律其尊嚴ヲ失ヘハ裁判官モ亦公眾ノ貴重ヲ受クル能ハス

然レモ法律ノ機關ハ凡ソ陰慝邪曲ノ事ヲ探究スルカ爲メナルヲ以テ之カ動用ヲ拒絶ス可カラス何トナレハ法律ノ監守者裁判官ニシテ非常

ノ專權ヲ有シ容易ニ法律ヲ左右シ得ルカ如キハ亦人ノ容レ肯セサル所ナリ抑、裁判官タル者ハ衆庶ノ貴重スル所ナルニ因リ右ノ如キ專權ヲ弄ス可カラサルヲ以テ法律ノ明文ニ記載セル重大ノ場合ニ於テハ裁判官ノ所行ヲ檢視スルヲアリ

第二 平氏其詐欺又ハ過失ニ因リ他人ニ損害ヲ受ケシメタルトキハ右ノ他人ヨリ損害賠償ノ訴訟ヲ爲サンニハ訴訟手續ノ法式ト裁判所ノ管轄ヲ定ムルトナ間ハ普通法ノ規則ニ從フ可シ然ルニ裁判官ニ對スル損害要償ノ訴ハ異常ノ方法ニ依テ之ヲ處分ス可シ

〔第八百八十號〕 故ニ、第一 裁判官ニ對スル損害要償ノ訴ハ特定ノ裁判所ニ向テ之ヲ爲ス可シ

第二 訴訟本人ハ裁判官ニ對スル損害要償ノ訴ヲ審判ス可キ管轄裁判所ヨリ豫メ允許ヲ受クルニ非サレハ該訴ノ手續ヲ爲スヲ得ス第八

百八十 六參看 何トナレハ法律上其申立ノ當否ヲ問ハスシテ容易ニ裁判官ヲ呼出シ得ルヲ欲セサレハナリ

第三 該訴ハ勸解ノ式ヲ踐ムコトヲ要セス然レモ其訴フ可キ旨ヲ檢察官ニ報告ス可シ蓋シ裁判官ニ對スル損害要償ノ訴ハ法律監守者裁判官ノ榮譽ヲ害スルノミナラス公ケノ秩序ニ關スレハナリ

第四 原告人敗訴トナリタルトキハ少クトモ三百「フランク」ノ罰金ヲ拂フ可キノ宣告ヲ受ク可シ

以上數項ノ例規ハ務メテ被告タル裁判官ノ威嚴ヲ墮サ、ランフ及ヒ其性質ヲ失ハサランフヲ主トスレハナリ

(二) 裁判官ニ對スル損害要償ノ訴訟手續ヲ以テ訴ヲ受ク可キ者

裁判官ニ對スル損害要償ノ

〔第八百八十一號〕 法文ニハ唯裁判官ノミヲ右ノ訴ヲ受ク可キ者ト

訴訟手續ヲ以テ訴ヲ受ク可キ者ハ何人ナルヤ

指示セリ而シテ斯ノ如ク博キ言詞中ニハ固ヨリ凡テ裁判ヲ爲ス者ヲ含有スヘシ即チ治安裁判官、工商裁判官、商事裁判官等はナリ故ニ該裁判官ノ職務終身ナルト定期ナルトヲ問ハス皆裁判ヲ爲ス者ト爲ス可シ故ニ裁判所ヲ補助スルカ爲メ呼出ヲ受ケシ代言師及ヒ代書師ハ裁判官ニ對スル損害要償ノ手續ニ依ラサレハ損害ノ償ヲ求メラル、フナシ蓋シ該代言師及ヒ代書師ノ如キハ依頼ノ訴訟ニ關シテ自ら裁判官ト爲ルヘケレハナリ然レモ隨意ノ判斷人ノ如キハ全ク代言師及ヒ代書師ト其性質ヲ異ニセリ何トナレハ其判斷人ハ其性質公務ニ係ラサルヲ以テ普通法ニ依據ス可ケレハナリ
書記ハ全ク裁判所附屬官吏タルニ過キサルカ故ニ決シテ裁判ヲ爲スフナシトス故ニ書記ニ對シテハ裁判官ニ對スル損害要償ノ訴ヲ爲スヘカラス若シ書記ニ對シテ訴訟ヲ爲スヲ要スルトキハ訴訟本人タル

此等諸般ノ相續人ニ關シテハ何如

者通常ノ方法ニ依據ス可シ〔但シ治罪法第六十四條及ヒ第三百七
十條ニ就キ本文規則ノ例外ヲ看ルヘシ〕檢察官ヲ以テ裁判官中ニ入レ可キヤ否ヲ論議スルヲ既ニ久シカリシカ
方今ニ至テ全ク其疑題ヲ氷解シタリ學者曰ク裁判所ハ少クトモ或ル
場合ニ於テ檢察官ノ稟告ヲ聽タル後ニ非サレハ其判決ヲ爲シ得サル
ニ因リ檢察官タル者ハ眞箇ノ裁判官タル勤務ヲ行フモノトス加之ナラ
ス我舊法ニ據レハ裁判官ニ對シテ損害ノ償ヲ求メタル訴訟ノトキ又
檢察官ニ對シテ其手續ヲ爲シ得ルヲアルハ決シテ疑ヲ容ル可カラス
「第八百八十二號」 裁判官訴訟本人ニ損害ヲ受ケシメタルトキハ右
本人ヨリ其相續人ニ對シテ要償ノ訴ヲ爲シ得ルヲ論ヲ俟タスト雖モ
此場合ニ於テハ通常ノ方法ニ依テ其手續ヲ爲ス可シ蓋シ裁判官ニ對
スル損害要償ノ訴ヲ爲ス可キ規則ハ裁判官タルノ性質公務ニ屬スル
ノ道理アルヲ以テ之ヲ平民ニ適用ス可カラサルナリ

裁判官ニ對スル損害要償ノ訴ヲ爲ス可キ場合ハ何如

〔三〕 裁判官ニ對スル損害要償ノ訴ヲ爲ス可キ場合
〔第八百八十三號〕 左ノ場合ニ於テハ裁判官ニ對スル損害要償ノ訴
ヲ爲ス可キ得可シ

第一 裁判官審理中又ハ裁判言渡ノ時詐欺過失又ハ貪利ヲ爲シタ
ル場合

第二 法律ノ明文ヲ以テ裁判官ニ對スル損害要償ノ訴ヲ爲ス可
キ旨ヲ特許セル場合○民法中ニハ特許セル場合ヲ掲ケスト雖モ治罪法
ニハ右特定ノ場合數條アルヲ見ル〔治罪法第七十七條第一百二十二條第一百六十
四條第二百七十一條第三百七十條參看〕

第三 法律上損害要償ノ罰款ヲ以テ裁判官ニ責任アリト定メタル場
合○此場合ニ於テハ其詐欺ナルト少過失ナルトヲ問ハス損害ノ償ヲ
爲スヘシ故ニ治安裁判官其懈怠ニ因リ訴訟ヲ消滅セシメタルトキハ
損害要償ノ訴ヲ受ク〔訴訟法第
十五條〕且裁判所ノ不注意又ハ他ノ原由ニ因リ

法律上定メタル場合ノ外民事上ノ禁錮ヲ言渡シタル場合ニ於テ該裁判所ニ對シ損害要償ノ訴ヲ爲シ得ルモ亦本項ニ依ル所ナリ〔民法第二千六百三十二條○訴訟法第百二十八條參看〕

第四 裁判官裁判ヲ爲スヲ拒シタル場合

左ノ場合ニ於テハ裁判官裁判ヲ爲スヲ拒シタルモノトス

第一 裁判官訴訟人ノ願ニ答フルコトヲ否ミタル場合

第二 裁判官裁判ヲ爲ス可キ順序ノモノタル訴訟ノ裁判ヲ怠リタル場合〔訴訟法第五百六條〕

第三 裁判官法律ノ不備、法律ノ不明、欠缺ヲ以テ口實トシ裁判ヲ爲スヲ肯セサル場合〔民法第四百條註解參看〕

裁判官ノ單一ナル遅延ハ之カ爲メ該裁判官ニ對シ損害要償ノ訴ヲ爲スコトヲ許スニ足ラサルヘシ然レモ裁判官裁判言渡ヲ延滞シタルニ於テハ怠リノ咎アリトス

第五百六條
乃至第六
條第八條
○裁判官
爲スノ否
拒ハ何レ
ノ時ニ生
スルヤ

單一ナル
遅延ハ裁
判官ニ對
スル損害
要償ノ訴

テハ怠リノ咎アリトス

訴訟本人裁判官又ハ裁判所ノ其訴訟手續ヲ遲滞シタルカ爲メ怠リノ咎アルコトヲ訴フルトキハ治安裁判官及ヒ商事裁判官ニ就テハ其裁判ヲ爲ス可キノ請求書二通ヲ三日ヲ隔テ、該裁判官又ハ該裁判所ニ呈出シ其他ノ裁判官ニ就テハ此請求書二通ヲ少クトモ八日ヲ隔テ、呈出ス可シ〔第百二十七條〕是ヲ以テ右二通ノ請求書ハ直チニ之ヲ裁判官ニ送達スヘカラス若シ訴訟本人ヨリ直チニ之ヲ裁判官ニ請求スルニ於テハ自ラ憤怒ノ語氣アルヲ以テ裁判官ヲ貴重ス可キノ意ニ非サルナリ是ニ於テカ法律上書記ノ紹介ヲ以テ右ノ請求書ヲ裁判官ニ送付スルヲ以テ更ニ裁判官ヲ敬禮スルノ意ニ適スルナリト考定セリ故ニ右ノ請求書ハ之ヲ裁判所ノ書記局ニ送付スヘキナリ凡テ使吏右請求書ノ送達ヲ托セラレテ之ヲ爲サ、ルトキハ其職務ヲ

テハ怠リノ
咎アリトス
訴訟本人
裁判官又
ハ裁判所
ノ其訴訟
手續ヲ遲
滞シタル
カ爲メ怠
リノ咎アル
コトヲ訴
フルトキ
ハ治安裁
判官及ヒ
商事裁判
官ニ就テ
ハ其裁判
ヲ爲ス可
キノ請求
書二通ヲ
三日ヲ隔
テ、該裁
判官又ハ
該裁判所
ニ呈出シ
其他ノ裁
判官ニ就
テハ此請
求書二通
ヲ少クト
モ八日ヲ
隔テ、呈
出ス可シ
〔第百二十七
條〕是ヲ
以テ右二
通ノ請求
書ハ直チ
ニ之ヲ裁
判官ニ送
達スヘカ
ラス若シ
訴訟本人
ヨリ直チ
ニ之ヲ裁
判官ニ請
求スルニ
於テハ自
ラ憤怒ノ
語氣アル
ヲ以テ裁
判官ヲ貴
重ス可キ
ノ意ニ非
サルナリ
是ニ於テ
カ法律上
書記ノ介
紹ヲ以テ
右ノ請求
書ヲ裁判
官ニ送付
スルヲ以
テ更ニ裁
判官ヲ敬
禮スルノ
意ニ適ス
ルナリト
考定セリ
故ニ右ノ
請求書ハ
之ヲ裁判
所ノ書記
局ニ送付
スヘキナ
リ凡テ使
吏右請求
書ノ送達
ヲ托セラ
レテ之ヲ
爲サ、ル
トキハ其
職務ヲ

若シ之カ
爲メ要ス
可キ使吏

ニシテ其職務ヲ盡スルヲ拒ミタルトキハ何如

第五百九條○裁判官ニ對スル損害要償ノ訴訟ハ何如

罷メラル可シ蓋シ此ノ如キ處罰ノ法ヲ設ケタル所以ハ使吏ハ本ト裁判官ニ隸屬スルノ景狀アルニ因リ共謀シテ訴訟本人ノ權利執行ヲ妨害センヲ豫防スルニ在リトス

裁判官訴訟本人ヨリ呈出セシ請求書ノ如ク爲サ、ルトキハ其裁判ヲ拒ムノ證ト爲ス可キカ故ニ該裁判官ニ對シ損害要償ノ訴訟手續ヲ始ム可シ

〔四〕 裁判官ニ對スル損害要償ノ訴訟ハ何如

〔第八百八十四號〕 治安裁判所、商事裁判所、初告裁判所又ハ此等裁判所ノ職員中或者ニ對スル損害要償ノ訴訟ハ其管轄ノ控訴院ニ向テ之ヲ爲ス可シ
又控訴院或ハ重罪裁判所ノ職員中ノ一名又數名ニ對スルモ亦上文ノ手續ニ從フ可シ

第五百九條ノ文詞ニ據レハ控訴院又ハ重罪裁判所ノ職員中ノ一名ニ對スルニ非スシテ控訴院又ハ重罪裁判所若クハ此等裁判所中ノ一局ニ對シ損害要償ノ訴訟ハ千八百四年五月十八日ノ法令第一百條ニ循ヒ高等法院ニ向テ之ヲ爲ス可シ若シ高等法院ノ設アラサルトキハ大審院ニ向テ之ヲ爲ス可シ〔千七百九十年十一月二十七日ノ法律第一卷第十條及ヒ共和第八年風月二十七日ノ法律第六十條參看〕

〔第八百八十五號〕 訴訟法ニハ大審院ノ評定官ニ對シテ損害要償ノ訴訟ヲ明記スルコトナシト雖モ一定ノ規則ニ照シ該院ニ向テ之ヲ爲ス可キヲ明瞭タリ
大審院ニ對スル損害要償ノ訴訟ハ之ヲ爲スヲ得サル可シ何トナレハ該院ノ上級ニハ之カ判決ヲ下ズ可キ法衙ナキヲ以テナリ

〔五〕 訴訟手續

第五百十
條乃至第
五百十五
條○裁判
官ニ對ス
ル損害要
償ノ訴ヲ
爲ス可キ
手續ハ何
如願書ハ
何レノ規
則ニ循フ
可キヤ

何如ナル
書類ヲ願
書ニ添ユ
可キヤ

願書ヲ呈
出ス可キ
控訴院ノ
事務ハ何
如最初ノ
辯論ニ關
シテハ訴
訟本人對
審ヲ爲ス
可キヤ
檢察官ノ
意見ヲ聞
ク可キヤ
願書却下
セラルハ
トキハ何
如

願書受理
セラルハ
トキハ何
如
然ルトキ
ハ本人其
訴訟ヲ爲

〔第八百八十六號〕 前記ノ訴ヲ爲スニハ豫メ二様ノ手續ヲ爲ス可シ
何トナレハ豫メ此訴ヲ裁判ス可キ管轄控訴院ノ允許ヲ得ルニ非サレ
ハ裁判官ニ對シテ損害要償ノ訴ヲ爲スヲ得ス故ニ此訴ヲ爲サント
スル訴訟人ハ先キニ其訴ヲ允許ス可キ願書ヲ該院ニ呈出ス可シ〔第百
八ノ書
式參看〕
右ノ願書ニハ裁判官ニ對シテ不敬ノ語辭ヲ用フルヲ得ス若シ之ヲ
用ヒタルトキハ本人ニ相當ノ罰金ヲ言渡シ且其代書師ニ相當ノ譴責
又ハ停職ヲ言渡ス可シ
又願書ニハ本人又ハ公正ニシテ特別ナル代理委任狀ヲ有スル者署名
ス可シ
右代理委任狀及ヒ證明ノ爲メノ書類アルトキハ其書類ヲ願書ニ添ヘ
置ク可シ若シ之ニ背クトキハ其効ナカル可シ

控訴院ニ於テハ前記ノ願書ニ就キ訴訟手續ヲ爲スノ允許ヲ與フ可キ
ヤ否ヲ明覈ス而シテ此ノ如ク明覈シタル後判決ヲ下スハ裁判官ノ會
議室ニ於テス可シ是レ即チ因襲ノ慣例ナリ其他此辯論ニ關シテハ訴
訟本人對審ヲ爲スヲナキカ故被告人タル裁判官ヲ呼出スヲナク唯檢
察官ノ意見ヲ聽ク可シ〔第八百八十
第四參看〕
若シ願書ノ却下セラレタルトキ即チ控訴院ニ於テ訴訟手續ヲ爲スノ
允許ヲ拒ミタルトキハ本人ニ三百フランクヨリ少カラサル罰金ヲ
言渡ス可シ但シ裁判官ニ損害ヲ被ムラシメタルトキハ之ニ對スル損
害賠償ト相觸ル、ヲナカル可シ
若シ之ニ反シ右願書ノ受理セラレタルトキハ本人裁判官ニ對シテ損
害要償ノ訴訟手續ヲ始ムルヲ得故ニ本人ハ之カ爲メニ該裁判官ヲ
呼出シ之ニ左ノ寫ヲ送達ス第一願書ノ寫第二願書ヲ受理セシ判決書

ス可キ手
本ハ何如
官ニ送達
類ハ何如
本ハ何如
ナニ書類
ニ送達ス
可キヤ
書類ヲ送
達ス可キ
期限ハ何
如
裁判官其
答辯書ヲ
呈出ス可
キ期限ハ
何如
此等ノ期
限ハ失權
ノ罰ヲ以
テ規定セ
ラルハヤ
被告ハタ
ル裁判官
ハ之ニ對

ノ寫第三願書ニ添ユ可キ證明ノ爲メノ書類アルトキハ此書類ノ寫百
二十九ノ
書式參看
前記ノ呼出狀及ヒ送達書類ハ訴訟手續ヲ允許スル判決ノ日ヨリ三日
内直チニ即チ書記ノ紹介ヲ待タスシテ之ヲ裁判官又ハ其住所ニ交付
ス可シ
該裁判官ハ八日、内ニ其答辯書ヲ呈出スルモノトス
然レモ前記三日ト八日トノ期限ヲ經過スルモ爲メニ失權ノ罰ヲ受ク
ルヲナシ
被告人タル裁判官ハ損害要償ノ訴アル日ヨリ該訴ノ確定裁判アルニ
至ルマテ其訴ノ生シタル争訟ノ審判ヲ差控ユ可キノミナラス其訴ヲ
爲ス本人又ハ其直系ノ親族又ハ其配偶者ノ其裁判所ニ於テ爲スア
ル可キ總テノ訴訟ノ審判ヲ差控ユ可シ若シ之ニ背クトキハ裁判言渡

スル損害
要償ノ裁
判アルニ
至ルマテ
何如ナル
義務ヲ負
擔ス可キ
裁判官ニ
對スル損
害要償ノ
訴ハ於テ
之ヲ爲ス
キヤ其手
續ハ何如
ハ何人ニ
裁判セラ
ルヤ
第五百十
六條〇裁
判官ニ對
スル損害
要償ノ訴
ヲ爲スチ
得可キ裁
判言渡ハ
何如

ハ其効ナカル可シ
裁判官ニ對スル損害要償ノ訴ハ單一ナル書面ヲ以テ法庭ニ於テ之ヲ
爲ス可シ
本條 第五百ノ法文ニ據レハ右訴ハ其訴ヲ受理シタル局ヨリ更ニ他ノ
局ニ於テ之ヲ裁判ス可シ若シ控訴院中唯一局ノミナルトキハ 方今控
條ノ場合ハ決シテ之アル可カラス 最近ノ控訴院ニ於テ之ヲ裁判ス
ヘシ
〔六〕 裁○判○官○ニ○對○ス○ル○損○害○要○償○ノ○訴○ヲ○爲○ス○チ○得○可○キ○裁○判○言○渡○
〔第八百八十七號〕 控訴院ハ本人ノ訟求スル所ヲ却下シ又ハ之ヲ受
理スルヲ得
該院ニ於テ裁判官ニ對スル訴ヲ却下スルトキ即チ該院カ其訴ハ不條
理ナリト裁判スルトキハ本人ニ三百「フランク」ヨリ少カラサル罰金

改正願ノ方法ヲ以テ取消ヲ爲スヲ得ルカ如キハ學者皆其意見ヲ同
フスル所ナリ

然ルニ上文ト反シ勝訴ト爲リタル一方ノ者該裁判官ノ詐欺ニ與ミス
ルコトナク誠心ヲ以テ訴訟手續ヲ爲シタル場合ニ於テハ學者其論ヲ
異ニセリ即チロシエール及ヒコルメ、ダージユ兩氏ハ此場合ト雖モ裁
判言渡ヲ取消ス可シト教示スルノミナラス此裁判言渡ヲ取消ス可キ
權利ハ裁判官ニ對スル損害ノ訴ヲ受理セシ控訴院ニ歸ス可キ所ナリ
ト判決セリ且其說ニ據レハ該院ニ於テハ單一ノ言渡書ヲ以テ右ノ訴
ト主件訴訟トヲ併セテ裁判ス可シ然ラサレハ法律上裁判官ニ對スル
損害要償ノ訴ヲ以テ裁判言渡ヲ取消サントスル爲メノ異常ノ方法中
ニ列入スルモ到底其目的トスル所ナカル可キナリト

〔第八百八十八號〕 ボニエー氏ハ前說ト反對ヲ主張シタリシカ吾輩

ハ同氏ノ說ニ同意セサルヲ得ス我舊法ニ據レハ裁判官ニ對スル損害
要償ノ訴ヲ目シ唯裁判官一身ニ對スル訴訟ノミト考定セルノミナラ
ス裁判言渡ヲ改正セシム可キノ手段トシテ之ヲ用フルヲナカリキ〔第
百七十
八參看〕抑我方今ノ訴訟法ト雖モ裁判官ニ對スル損害要償ノ訴ヲシテ
其性質ヲ變セシメタルカ如ク思考シ得ヘキ明條ナキノミナラス該法
中每事皆立法家カ舊法ノ手續ニ依ランヲ欲スルノ意向アルヲ表セ
リ其故ハ裁判官ニ對スル損害要償ノ訴ヲ受理シタルヨリ以前ノ裁判
言渡ノ取消ヲ生ス可シトセハ其言渡ヲ得タル一方ノ者該訴ニ就キ法
庭ニ呼出ヲ受ク可キヲ論ヲ俟タス然ルニ訴訟法中ニハ右一方ノ者ヲ
呼出ス可キヲニ係ル條目アリヤ曰ク否法律上該訴ニ就テハ唯被告人
即チ失職ノ裁判官ノミ關係アリト看做セリ故ニ法律上裁判官ニ對ス
ル損害要償ノ訴ハ既ニ裁判言渡ヲ得タル一方ノ者ニ關係スルヲナシ

ト暗定セリ且斯ノ如ク論決スルハ我方今法律ノ大旨ニ依ル所ナリ而シテ此論決ヲ會得センニハ民法第百十六條及ヒ訴訟法第四百八十條ノ第一項ヲ參觀シテ足ルヘシ

若シ裁判官ノ失職重要ニ係リ行政官ヨリ大審院ニ向ヒ其失職ヲ目シテ瀆職ナリト申述フルニ於テハ該院ヨリ其裁判言渡ヲ取消スヲ得何トナレハ該院ハ裁判官ノ瀆職ニ係ル裁判言渡ヲ破毀スルノ權ヲ有スレハナリ此場合ト雖モ裁判官ニ對スル損害要償ノ訴ハ右ノ言渡ヲ取消サントスルヲ以テ直接ノ目的トスルニ非ス自然之カ取消ヲ生ス可キノ手續トナリタルナリ

明治十二年六月廿七日出版版權屆

定價金壹圓三十五錢

東京日本橋區西河岸町十貳番地

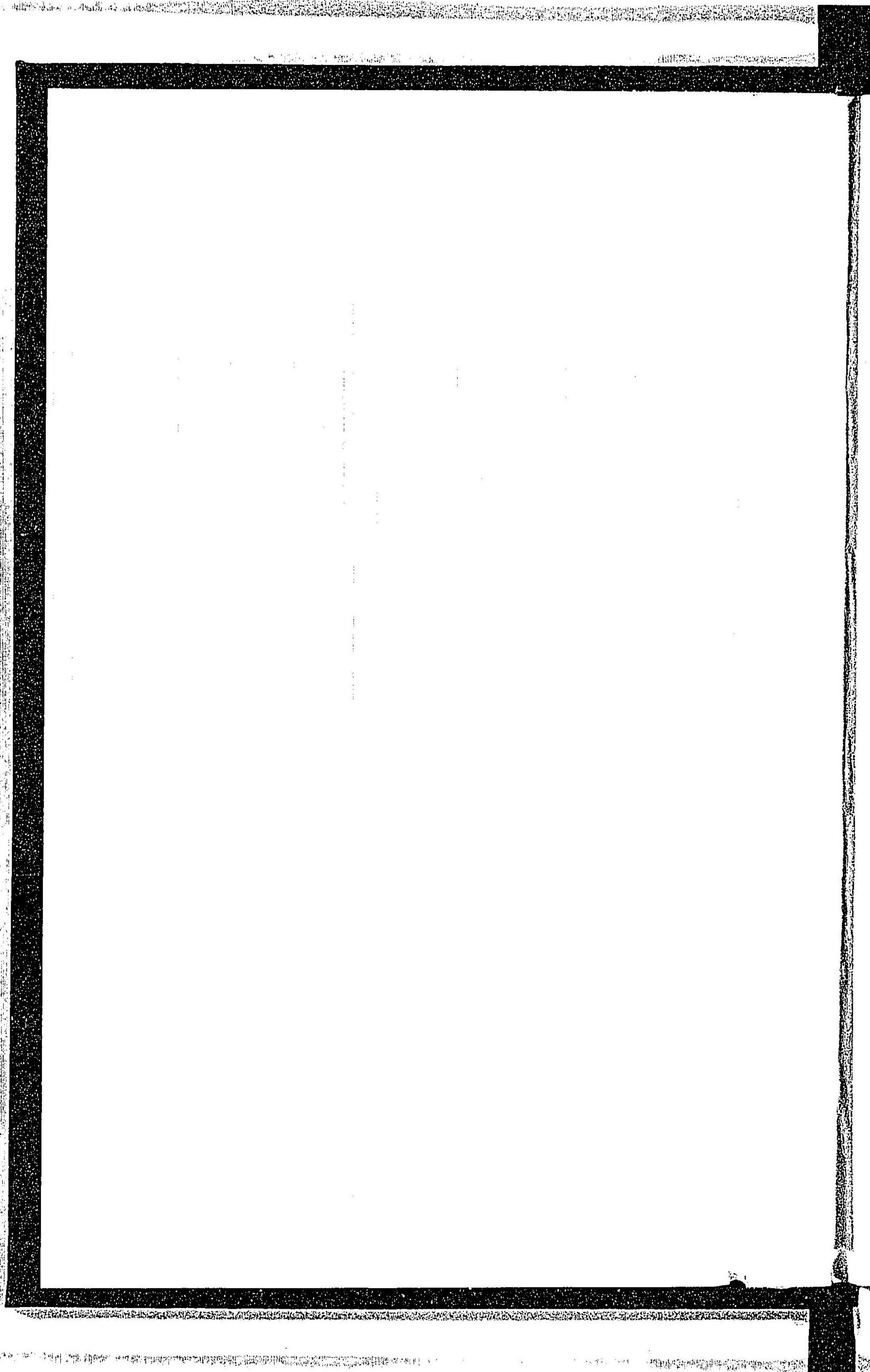
御用書物師

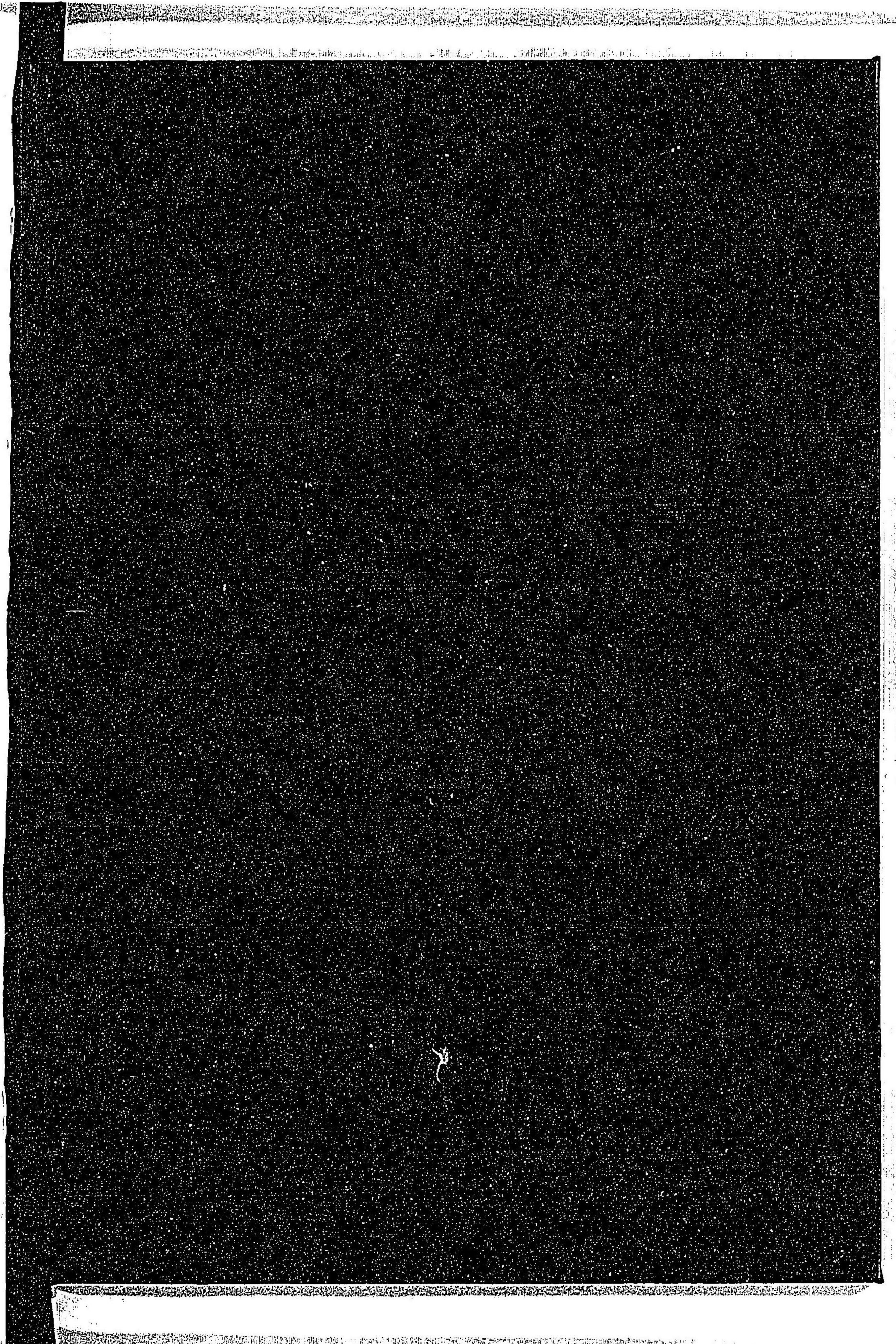
須原鐵二

2/30/19

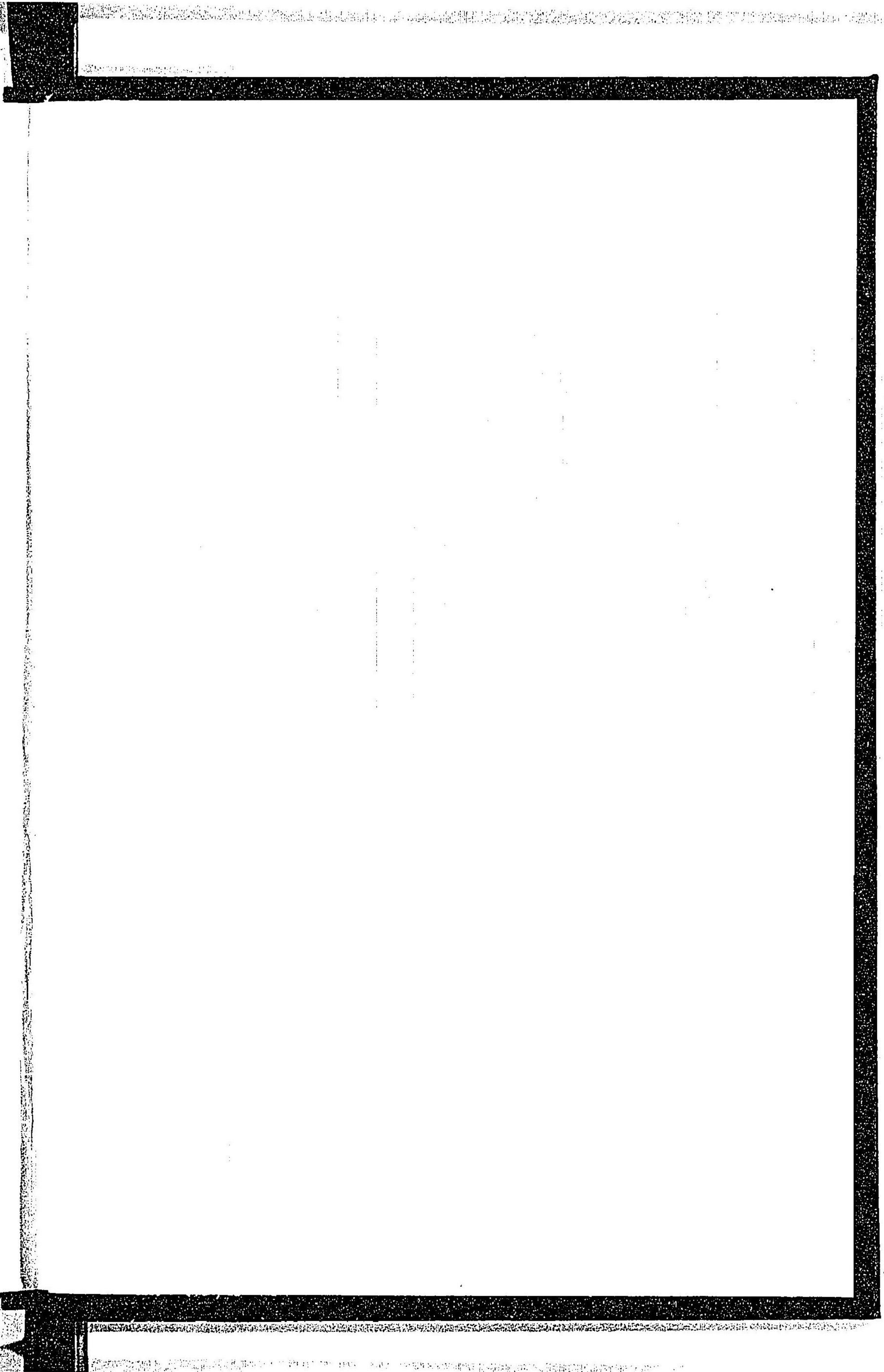
11

Year	Q1	Q2	Q3	Q4	Total
1998	10	15	20	25	70
1999	12	18	22	28	80
2000	14	20	25	30	90
2001	16	22	28	35	101
2002	18	25	30	40	113
2003	20	28	35	45	128
2004	22	30	40	50	142
2005	25	35	45	55	160
2006	28	40	50	60	178
2007	30	45	55	65	195
2008	32	48	60	70	210
2009	35	50	65	75	225
2010	38	55	70	80	243
2011	40	60	75	85	260
2012	42	65	80	90	277
2013	45	70	85	95	295
2014	48	75	90	100	313
2015	50	80	95	105	330
2016	52	85	100	110	347
2017	55	90	105	115	365
2018	58	95	110	120	383
2019	60	100	115	125	400
2020	62	105	120	130	417
2021	65	110	125	135	435
2022	68	115	130	140	453
2023	70	120	135	145	470
2024	72	125	140	150	487
2025	75	130	145	155	505
2026	78	135	150	160	523
2027	80	140	155	165	540
2028	82	145	160	170	557
2029	85	150	165	175	575
2030	88	155	170	180	593
2031	90	160	175	185	610
2032	92	165	180	190	627
2033	95	170	185	195	645
2034	98	175	190	200	663
2035	100	180	195	205	680
2036	102	185	200	210	697
2037	105	190	205	215	715
2038	108	195	210	220	733
2039	110	200	215	225	750
2040	112	205	220	230	767
2041	115	210	225	235	785
2042	118	215	230	240	803
2043	120	220	235	245	820
2044	122	225	240	250	837
2045	125	230	245	255	855
2046	128	235	250	260	873
2047	130	240	255	265	890
2048	132	245	260	270	907
2049	135	250	265	275	925
2050	138	255	270	280	943
2051	140	260	275	285	960
2052	142	265	280	290	977
2053	145	270	285	295	995
2054	148	275	290	300	1013
2055	150	280	295	305	1030
2056	152	285	300	310	1047
2057	155	290	305	315	1065
2058	158	295	310	320	1083
2059	160	300	315	325	1100
2060	162	305	320	330	1117
2061	165	310	325	335	1135
2062	168	315	330	340	1153
2063	170	320	335	345	1170
2064	172	325	340	350	1187
2065	175	330	345	355	1205
2066	178	335	350	360	1223
2067	180	340	355	365	1240
2068	182	345	360	370	1257
2069	185	350	365	375	1275
2070	188	355	370	380	1293
2071	190	360	375	385	1310
2072	192	365	380	390	1327
2073	195	370	385	395	1345
2074	198	375	390	400	1363
2075	200	380	395	405	1380
2076	202	385	400	410	1397
2077	205	390	405	415	1415
2078	208	395	410	420	1433
2079	210	400	415	425	1450
2080	212	405	420	430	1467
2081	215	410	425	435	1485
2082	218	415	430	440	1503
2083	220	420	435	445	1520
2084	222	425	440	450	1537
2085	225	430	445	455	1555
2086	228	435	450	460	1573
2087	230	440	455	465	1590
2088	232	445	460	470	1607
2089	235	450	465	475	1625
2090	238	455	470	480	1643
2091	240	460	475	485	1660
2092	242	465	480	490	1677
2093	245	470	485	495	1695
2094	248	475	490	500	1713
2095	250	480	495	505	1730
2096	252	485	500	510	1747
2097	255	490	505	515	1765
2098	258	495	510	520	1783
2099	260	500	515	525	1800
2100	262	505	520	530	1817





35
37



1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100
---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	-----